

322
L14

5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20

始



322-114



陸軍教授法學士早川智堯
法學士猪股博 共著

民商法綱要

大正
5. 11. 17
內交

東京 尚文堂藏版

序言

一本書は商業學校其他の實業學校に於て民商法の大意を教授するに當り初學者をして豫め其要領を會得せしむるに共に兼ねて筆記の勞を省かんが爲め編纂したるものにして敢て學理の闡明に努めざるは茲に絮説するまでもなし。

一本書の目的斯の如くなるを以て平易單簡を旨としたるは勿論普通一般の教科書と異なり法律の觀念又は分類の如きも特に解説を試みず。故に此等の概念は教師に於て適宜説明を加へられんことを望む。蓋し初學者に法律は解し難しとの杞憂を抱かしむるを虞れたればなり。

大正五年十一月

著者識

民商法綱要目次

第一卷 民法

第一編 總則

第一章 人	三
第一節 私權の享有	三
第二節 能力	四
第三節 住所	七
第四節 失踪	八
第二章 法人	九
第一節 法人の設立	一一
第二節 法人の管理	一三
第三節 法人の解散	一五
第四節 罰則	一八

第三章 物……………一八

第四章 法律行為……………一九

第一節 總則……………一九

第二節 意思表示……………二一

第三節 代理……………二五

第四節 無效及び取消……………二六

第五節 條件及び期限……………二六

第五章 期間……………二七

第六章 時效……………二八

第二編 物 權

第一章 總則……………二八

第二章 占有權……………二九

第三章 所有權……………三一

第四章 地上權……………三二

第五章 永小作權……………三二

第六章 地役權……………三三

第七章 留置權……………三四

第八章 先取特權……………三六

第九章 質權……………三六

第十章 抵當權……………三九

第三編 債 權

第一章 總則……………四〇

第一節 債權の目的……………四〇

第二節 債權の效力……………四三

第三節 多數當事者の債權……………四五

第四節 債權の讓渡……………五〇

第五節 債權の消滅……………五二

第二章 債權の發生……………五五

第二卷 商法

第一編 總則

第一章 法例……………六〇

第二章 商人……………六〇

第三章 商業登記……………六二

第四章 商號……………六三

第五章 商業帳簿……………六四

第六章 商業使用人……………六四

第七章 代理商……………六五

第二編 會社

第一章 總則……………六五

第二章 合名會社……………六五

第一節 設立……………六六

第二節 會社の内部の關係……………六六

第三節 會社の外部の關係……………六七

第四節 社員の退社……………六九

第五節 解散……………七〇

第六節 清算……………七二

第三章 合資會社……………七三

第四章 株式會社……………七七

第一節 設立……………七八

第二節 株式……………八一

第三節 會社の機關……………八二

第一款 株主總會……………八二

第二款	取締役	八三
第三款	監査役	八四
第四節	會社の計算	八四
第五節	社債	八七
第六節	定款の變更	八七
第七節	解散	八八
第八節	清算	八八
第五章	株式合資會社	八九
第六章	外國會社	九二
第七章	罰則	九三
第三編 商行爲		
第一章	總則	九三
第二章	賣買	九六

第三章	交互計算	九六
第四章	匿名組合	九七
第五章	仲立營業	九八
第六章	問屋營業	九九
第七章	運送業取扱營業	一〇〇
第八章	運送營業	一〇〇
第一節	物品運送	一〇一
第二節	旅客運送	一〇二
第九章	寄託	一〇二
第一節	總則	一〇二
第二節	倉庫營業	一〇三
第十章	保險	一〇四
第一節	損害保險	一〇四

第二節 生命保險……………一〇九

第四編 手形

第一章 總則……………一二二

第二章 爲替手形……………一二六

第一節 振出……………一一六

第二節 裏書……………一二〇

第三節 引受……………一二四

第四節 擔保の請求……………一二七

第五節 支拂……………一二九

第六節 償還の請求……………一三〇

第七節 保證……………一三三

第八節 參加……………一三四

第一款 參加引受……………一三五

第二款 參加支拂……………一三六

第九節 拒絕證書……………一三七

第十節 爲替手形の複本及び謄本……………一三八

第三章 約束手形……………一三九

第四章 小切手……………一四一

第五編 海商

第一章 船舶及び船舶所有者……………一四五

第二章 船員……………一四九

第一節 船長……………一四九

第二節 海員……………一五一

第三章 海上運送……………一五二

第一節 物品運送……………一五三

第一款 總則……………一五三

第二款 船荷證券……………一五四

第二節 旅客運送……………一五五

第四章	海損	一五六
第五章	海難救助	一五七
第六章	海上保険	一五七
第七章	船舶債權者	一五九

目次終

民商法綱要

陸軍教授 早川智堯
 法學士 猪股博 共著

緒論

民法及び商法の意義

民法は平等關係を以て特色とする私法にして、彼の統治關係を規律せる公法とは混同すべきものに非ず。抑も個人は相集まりて社會を組織し、生活する者なるが故に一方社會團體の一員として存在すると共に、他方一個人として生存するものとす。之れ公法私法の區別を生ずる所以なり。前者は即ち政治團體に於ける命令服従の關係を規定せる法

律なるも後者は然らず商法は特に商事に關し適用すべき法規なるを以て、同じく私法なりと雖も普通法たる民法に對し、自ら特別法の地位を占むるものとす。故に商法に規定せる事項は民法に先ちて適用せらるべし。然り而して普通法と特別法の區別は、其支配する範圍の廣狹に依るものにして、其標準凡そ三種あり。即ち(イ)法の行はるる地域を基本とし(ロ)法の支配を受くる人を以てし(ハ)法の支配を受くる事項に依て定むること之れなり。

之を要するに民法は私法の原則を規定せる普通法にして、商法は商に特有なる特別法なり。

第一卷 民法

第一編 總則

第一章 人

民法上人とは自然人のことにして法人と相對す。

第一節 私權の享有

民法に所謂私權の享有とは權利能力の謂ひなり。權利能力とは、權利主體となりうる資格を言ふものにして、法律の附與する處たり。人は此の資格を出生の事實に依りて當然享有し、特に其手續を要せず。故に彼の出生届の如きは權利能力の取得に何等關する處なく、唯法人にありては官廳の

人

私權の享有

權利能力

許可を得ざるべからず。

私権の享有は内外人平等なるを以て原則とす。

能力

第二節 能力

行為能力

爰に能力とは行為能力を意味す。行為能力とは法律上の効果を生ずる行為を爲し得る資格を謂ふ。

人は満二十年を以て成年となり完全に法律行為を爲し得る能力を有す。然れども此原則に對しては例外規定あり。限定能力者(民法に所謂無能力者)即ち之れなり。限定能力者とは其能力の一部に欠缺ある者にして、法律行為上の意思能力を有するも完全ならずと認められたる結果、其行為は全然無効ならざるも、瑕疵あるが爲め取消し得べきものた

限定能力者
(即無能力者)

り。従て第三者の意思を以て、其缺點を補足するときは、完全なる法律行為となすことを得。

今我民法の認むる無能力者を列擧すれば左の如し。

未成年者

(一)未成年者とは成年に達せざる者の謂ひにして、單獨にて爲したる法律行為は當然無効に非ざるも、不充分なるに依り取消し得べきものたり。従て之を完全ならしむるには、法定代理人即ち父母若くは後見人の同意を得ることを要す。然れども全く意思能力を有せざる未成年者即ち幼者精神病者の行為は、法律行為の基礎となるべき意思を缺くが故に、假令法定代理人の同意あるも、全然無効と爲さざるべからず。

治産者

(二)禁治産者とは心神喪失の常況に在る者にして、此制度は一方精神病者を保護し、他方之れと取引を爲す相手方を

保護するにあり、而して其宣告は本人、配偶者、四親等内の親族、戸主、後見人、保佐人又は検事の請求に因りて裁判所之れを爲す。禁治産者には必ず後見人を附せざるべからざるも、絶對の無能力者に非ずして限定能力者なるを以て、其行爲は當然無効となることなく單に取消し得べきものとす。故に其原因止みたるときは、裁判所は決定を以て先きの宣告を取消すことを要す。

準禁治産者

(三)準禁治産者とは心神耗弱者、聾者、啞者、盲者、及び浪費者のことにして、此制度亦禁治産の制度に準じたるものなり。然れども精神上の缺點禁治産者の如くならざるを以て、無能力の程度も亦從て甚しからず。準禁治産者には保佐人を附することを得るも、法律特に列擧したる九種類の法律行爲を爲す外、特別の場合を除き其同意を得ることを要せず。

而して保佐人の同意を要すべき規定に反する準禁治産者の行爲も亦取消し得べきものにして、其宣告及び取消に關する手續要件は、禁治産者の場合と同一なるのみならず、其效力に於ても異なる處なし。

妻 (四)妻とは婚姻中にある女を謂ふ。現今の法制にありては女子と雖も、法律上の地位は男子と同等なるを原則とするも、一旦其身分を有するに至り、無能力者の取扱を受くるものさす。之れ妻の意思不完全なるに非ず、唯夫權に服従せしむる理由あるが爲めなり。故に妻も亦法律に規定したる一定の行爲を爲すには、夫の許可を受くることを要するものにして、之に違反したる時は、其法律行爲を取消すことを得。

住所

第三節 住所
各人の生活の本據を以て、住所と爲すとは、法文規定する

居所

處なりと雖も、此定義必ずしも明瞭ならず。然れども爰に生活の本據とは、活動の中心なりと解するを妥當とす。故に住所の觀念には、建物の存在を必要とせず。

住所の意義右の如くなるを以て、人にして住所を有せざるものなきも、實際一定の場所を以て生活の本據となさず、日日各地を流轉して生活を爲すものあり。斯の如き場合には何れを以て生活の中心とすべきか判明せざるに依り、居所を以て住所と看做さる。居所とは一時の目的の爲めに居住する場所を謂ふ。

失踪

第四節 失踪

失踪とは一定の條件の下に生死不明者を、法律上死亡したるものと看做すを謂ふ。失踪宣告の制度之れなり。而して裁判所が利害關係人の請求に因り失踪の宣告を爲すには、

法人

公法人と私法人

(イ)不在者の生死不明なること(ロ)生死不明の状態が一定の期間繼續することの二條件を必要とす。失踪期間は普通の場合に在りては七ヶ年にして、左の三場合に於ては三ヶ年とす。蓋し死亡の可能性一層大なればなり。

- (1) 戦地に臨みたるとき
- (2) 沈没したる船舶中にありたるとき
- (3) 其他死亡の原因たるべき危難に遭遇したるとき

第二章 法人

法人とは自然人に非ずして、權利義務の主體たる資格を有し、法に依りて認められたるものを謂ふ。

法人を大別して公法人及び私法人とす。國家又は公共團體は公法人にして、然らざるものは私法人なり。私法人は之を分ちて

社團法人と
財團法人

(イ) 社團法人と財團法人 前者は一定の目的を以て、集まる人の團體より成る法人にして、其員數に制限なきも、必ず二人以上の社員あることを要す、之れ社團法人の特徴なり。後者は一定の目的に供せらるべき財産より成る法人にして、社員を有せざるを以て其特色とす。

公益法人と
營利法人

(ロ) 公益法人と營利法人 營利法人とは、營利を目的とする法人にして、其目的商行爲を爲すを業とするものと、單に營利事業を爲すものとあり。前者は之を商事會社と稱し、商法の規定に従ふべく、後者は即ち民事會社にして、民法に依るべしと雖も、商法亦適用せらる。公益法人とは、公益を目的とする法人にして、其主なるものは祭祀、宗教、慈善、學術、技藝等なり。

内國法人と
外國法人

以上の外、内國法人と外國法人とを認むることを得。前者

法人の設立

社團法人の
設立

は即日本の國法に準據して、設立したる法人にして、後者は外國の國法に依りて、設立せられたるものを謂ふ。故に外國人が日本にありて、日本の法律に従て設立したる法人は、内國法人なれど、日本人のみが外國にて、其國の法律に準由して、設立したるものは外國法人なり。然れども我民法は原則として、外國法人を認許せず。

第一節 法人の設立

社團法人の設立には、左の條件を具備することを要す。

(1) 二人以上の社員あること 社團法人は多數人の集

合を基礎とするが故に、其設立には少なくとも二人以上の設立者あることを要す。商法は株式會社の設立には、七人以上の發起人あることを要すと定む。

(2) 定款を作成すること 定款は社團法人の基本とな

るものにして、多數人が一定の目的の爲めに集合したる事實は、之に依りて定まるものなり。定款は要式行爲なるを以て、必ず之を書面に作り且つ法定の事項を記載せざるべからず。

(3) 主務官廳の許可あること 法人は主務官廳の許可に依りて成立す。主務官廳とは法人の目的たる事項に付、監督權を有する官廳を謂ふ。然れども定款に記載すべき法律上の必要事項を缺きたる場合は、假令主務官廳の許可ありと雖も、法人は有効に成立するを得ず。何んとなれば官廳の許可は、法定條件を具備したりとの推定を受くるに過ぎざればなり。

財團法人の設立には、左の條件を具備することを要す。

(1) 財産あること 財團法人は社團法人と異なり、財産

を以て其生命とするが故に、其目的を成就するには、必ず財産あることを要す。

(2) 寄附行爲あること 財團法人の目的を達する唯一の手段は財産なるが故に、其目的を定め財産を提供し法人の設立を求むる行爲を寄附行爲と謂ふ。従て財團法人は主務官廳が之に許可を與へたる時成立するものとす。

第二節 法人の管理

法人は無形の權利主体なるが故に、其活動は自然人の行爲に俟たざるべからず。

法人の管理人は理事、社員總會及び監事なり。理事は社團法人財團法人に共通の管理人にして、法人の性質上よりするも又法律の規定上より見るも、必ず置かざるべからざるものなり。故に人之を稱して必要機關と謂ふ。而して其職務

管理人の種
類理事

法人の管理

社員總會

は法人を代表し、社員總會の決議を執行するにあり。從て又代表機關、執行機關の別名あり。理事の性質は法定代理人にして、何人を任ずべきか及び其員數等は、定款又は寄附行為に因りて定まるべきものとす。社員總會は社團法人に必要なくべからざるものなりと雖も、財團法人には存在することなく、其職務は法人の意思を作成するにあり。故に之を意思機關とも謂ふ。社員總會を別ちて通常總會及び臨時總會の二種とす。前者は毎年一回定期に招集する總會にして、後者は必要に際し臨時に招集するものなり。監事は理事の職務執行が正當なりや否やを監督する職務機關にして、社團法人財團法人に共通の機關なりと雖も、所謂必要機關にあらずして任意機關なり。而して其員數選任の方法及び職務執行に關しては、定款寄附行為又は總會に於て定む。公益法

監事

人の業務は本來公益を目的とするが故に、之を私人の經營に全然放任するときは、却て弊害を生ずる虞あるを以て、最後の監督機關として、主務官廳あること前述の如し。

第三節 法人の解散

法人の解散

法人解散の原因

第一 法人解散の事由にして、社團法人財團法人に共通なるものと然らざるものとあり。之を左に列擧すれば
 (イ) 定款又は寄附行為を以て定めたる解散事由の發生
 本場合に於て實際上最も多きは存續時期の定め之れなり。法人は期限の到來に因り當然解散し、主務官廳に對する届出は其要件にあらず。

(ロ) 法人の目的たる事業の成功又は其成功の不能
 人は其目的たる事業の成功に因りて終了するは誠に明瞭のことにして、何人と雖も疑はざる所なるも、其成功の不能

は法人を解散せしむるや否やは必ずしも然らず。爰に不能とは事実上の不能と法律上の不能とを包含す。

(ハ)破産 法人が自己の資産を以て債務を完済すること能はざるに至りたるときは、裁判所は理事若くは債権者の請求に因り又は職権を以て、破産宣告を爲し其能力を剝奪す。故に法人は事業を繼續することを得ず。

(ニ)設立許可の取消 法人は主務官廳の許可に因り成立するものなるが故に、其取消に因り人格を失ふは蓋し當然と謂ふべきなり。

以上は社團法人財團法人に共通の解散原因なりと雖も、左の二種は單に社團法人にのみ特有の解散事由なりとす。
(1)總會の決議 總會の決議とは社員總會に於ける解散の決議を謂ふ。法人は之れに因りて直接に其人格を喪失

清算

清算行爲
清算の機關
及び終了

す。

(2)社員の缺亡 社員の缺亡が果して法人を解散せしむるや否やに關しては疑ありと雖も、我民法は社員が一人も残らざるに至りたるときは消滅するものとせり。

第二清算 民法は法人が解散したるときは、破産の場合を除く外、必ず清算手續に依りて、其殘務を處理すべきことを命ぜり。而して清算の目的は、現務を終了し、債権を取立及び債務を辨濟し、尙ほ殘餘財産ある場合は、之を權利者に引渡すにあり、之を清算行爲と謂ふ。

清算の機關は即ち清算人にして、理事は法律上當然其職務を行ふべきものなるも、定款又は寄附行爲に別段の定めあり、又は總會に於て他人を選任したるときは此限りにあらず。

斯の如く清算人の職務は、清算行為を爲すにあるも、法人が破産宣告を受けたるときは、其事務は破産管財人に引渡され、破産手續の完成に因りて清算は終了し、其他の場合に在りては、殘餘財産を歸屬權利者に引渡すに因り、清算人の權利義務も亦終了す。

第四節 罰則

法人の理事、監事又は清算人が、法律の規定に違反したるときは、(イ)其行為は無効なること、(ロ)被害者に對しては損害賠償の責に任じ、(ハ)五圓以上二百圓以下の科料に處せらる。科料は民事上の金錢罰にして、刑事上の制裁にあらず。

第三章 物

民法上物とは有体物を謂ふ。故に無体物は茲に所謂物に非ず。然れども有体物は、悉く物なりと速断すべからず。有体

罰則

物

物とは無論無体物に對する義にして、形体あるもの即ち空間を占むる物質を意味す。而して物を分類するときは種々あるべしと雖も、其内主要なるものを動産及び不動産の二種とす。此兩者は有体物の區別にして、土地及び其定着物は不動産にして、其他は總べて之を動産と謂ふ。但し無記名債權は特に動産と看做さる。

第四章 法律行為

第一節 總則

第一 法律行為の觀念

法律行為とは私人が自己の意思に因りて、私法上の法律關係を作る行為を謂ふ。換言すれば私法上の効果を生ぜしむる意思表示を要件とし、私人が欲したるに因りて、之れに

法律行為

法律行為の觀念

法律行為の原素

相當する法律効果を生ずる法律事實なり。

第二法律行為の原素

法律行為の原素は通常之を區別して、要素、常素及び偶素の三種とす。

(1) 要素とは法律行為の成立に缺くべからざる原素にして、之れ無きときは其法律行為は成立せざるものを謂ふ。

(2) 常素とは通常法律行為に伴ふ所の原素なるも、當事者は別段の意思表示を以て、之を除外することを得るのみならず、假令之を變更又は除去するも、法律行為は其性質又は效力を失ふことなし。

(3) 偶素とは當事者が特に附加するに因りて、法律行為の原素となるものを謂ふ。

不法の目的

第三不法の目的

法律行為の目的が不法なるときは、法律は其發生を欲せざるが故に、其行為に效力を附せざることとせり。即ち我法典は公の秩序又は善良の風俗に反する事項を、内容とする法律行為は無効なりと規定す。蓋し社會の公安を害し、道德を紊る行為は、無効とするを至當とすればなり。

第二節 意思表示

意思表示の觀念

一 意思表示の觀念

意思表示とは外界に對する、法律行為上の意思の表示を謂ふ。從て可能にして適法なる内容を有する意思を、外部に表彰する行為ならざるべからず。

斯の如くなるを以て意思表示の成立には、意思表示及意思と表示との一致あることを要するは謂ふ迄もなし。二左に意思表示の不成立及び瑕疵に付き説明すべし。

意思と表示との不一致

第一意思と表示との不一致
意思と表示との不一致とは、意思と表示と共に存在し、兩者相一致せざる場合を謂ふ、即ち左の如し。

(一)表意者が不一致を知りつゝ、表示をなしたる場合。

(イ)心裡留保とは表意者が意識的に、真意に非ざる意思表示を爲し、之に法律上の効果を附する意思を有せざるも、之を心裡に留保して表示せざる場合を謂ふ。然れども之れが爲め意思表示の効力には、何等の影響を及ぼすことなく、表意者に於て責任を負ふべきは勿論なりと雖も、相手方が其真意を知り又は知り得べかりしときは無効なりとす。

(ろ)虚偽の意思表示とは相手方と通じて爲したる真意に非ざる意思表示を謂ふ。之を心裡留保の場合と比較す

心裡留保

虚偽の意思表示

錯誤

瑕疵ある意思表示

るに、後者にありては當事者間に意思の連絡なきも前者は然らず。虚偽の意思表示は當事者間には絶対に無効なるも、之を以て善意の第三者に對抗することを得ず。
(二)表意者が不一致を知らずして爲したる表示が、真意と一致せざる場合之を錯誤と謂ふ。錯誤は意思と表示の間に不一致を來す點に於て、心裡留保及び虚偽の意思表示と同じく、其不一致が表意者の自覺に出でずして、偶然に生ずる點に於て異なる。而して錯誤が法律行為の要素に關するときは、其意思表示は全部無効なり。但し此場合と雖も、表意者に重大なる過失ありたるときは、自ら其無効を主張することを得ず。

第二瑕疵ある意思表示

瑕疵ある意思表示とは意思と表示との不一致と、全く觀

詐欺及び強迫

隔地者間の
意思表示の
效力発生時
期

念を異にするものにて、意思と表示とは共に存在し且つ又一致するも、意思其ものが完全ならざる場合を謂ふ。而して之に屬するものを詐欺及び強迫とす。詐欺とは他人を錯誤に陥らしめ、意思表示を爲さしむる目的を以て、虚偽の事實を表示する行爲にして、強迫とは他人に恐怖の心を生ぜしめ、之に因りて意思を決定表示せしむる目的を有し、不正に危害を加へんとする行爲を云ふ。従て此兩者に因る意思表示は、當然無効にあらずして、取消し得べきものなり。

三 隔地者間の意思表示の效力発生時期

隔地者間に於ける、意思表示の效力発生時期に關しては、諸國の立法例區々たりと雖も、我法典は其通知の相手方に到達したる時に效力を生じ、契約の承諾に付ては、特に通知を發したる時に成立するものとせり。

代理

直接代理

間接代理

任意代理及
法定代理

第三節 代理

代理とは廣義に於ては、他人の爲めにする目的を以て、意思を表示し又は受領するを謂ふ。之を別ちて直接代理及び間接代理の二と爲す。前者は他人の爲めにすることを示して爲したる意思表示は、直接本人に對して效力を生ずる場合に於て、其意思表示を爲す者即ち代理人なり。後者は代理人が自己の名に於て他人の爲めに法律行爲を爲す場合を謂ふ。又代理權の發生原因より區別して、被代理人即ち本人の意思に基くものを任意代理と稱し、然らざるものを法定代理と謂ふ。而して代理權の範圍は任意代理にありては授權行爲に因り、法定代理にありては法律の規定に因りて定まる。

代理人の
後代理人とは、誰か権限を
百回傳へるに傳へるに傳へる
（民法の）

無効及び取消

法律行為の無効

取消し得べき行為

條件及び期限
條件

第四節 無効及び取消

法律行為の無効とは法律事實が完成せるも其成立要件を缺くが故に、當事者が目的とする効果を全然發生せざる場合を謂ふ。從て假令追認を爲すも、無効の行為は其效力を生ずる事なし。但し當事者が其無効なることを知りて追認を爲したるときは、新なる行為を爲したるものと看做さる。取消し得べき行為とは、不完全なるも有効なるものを謂ふ。然れども瑕疵あるが故に、取消權を有する者は既往に溯り、其行為を無効ならしむることを得。

第五節 條件及び期限

條件とは法律行為の效力の發生又は消滅を、成否未定なる事實の發生に繫からしむる附款を謂ふ。而して條件成就するまで法律行為の效力の發生を停止するものは停止條

期限

期間

件にして、然らざるものは解除條件なり。故に停止條件附法律行為は條件成就の時より其效力を生ずるも、解除條件附法律行為は條件成就の時より其效力を失ふものとす。期限とは法律行為の效力の發生履行又は消滅を、確定せる將來の時期に繫らしむる附款を謂ふ。故に期限は必ず到來す。之れ條件と異なる所なり。

第五章 期間

期間とは時期と時期との間を謂ふものにして、其始めの時期を起算點と稱し、後の時期を滿期と云ふ。而して期間を定むるに、時を以てしたるときは、即時より之れを起算すべく、日、週、月又は年を以てしたるときは、其初日は之を算入せざるものとす。

時効

第六章 時効

時効は時の経過に因り、権利を取得し又は喪失する法律事實なり。而して権利を取得する場合を取得時効と謂ひ、其消滅する場合を消滅時効と云ふ。

物權

第二編 物權

第一章 總則

物權の性質

物權とは直接に物を支配し且つ一般の人に對抗し得る權利なり。蓋し物權の定義は對物關係と對人關係との二方面より觀察するを穩當なりとす。物權の設定及び移轉に關しては議論あるも、我法典は當事者の意思表示のみに因りて、其效力を生ずる旨を規定するが故に、當事者の意思解釋に依り、或は債權契約を以て或は物權契約を以て爲すこと

物權の效力

を得と解すべきなり。然れども登記又は引渡は物權發生の要件にあらずして、單に既に生じたる物權の變動を第三者に對抗する條件に過ぎず。従て不動産に付ては登記を、動産に付ては引渡を爲すべきものとす。

物權の性質上述の如くなるを以て、物權者は之を侵害したる者に對して、原狀回復又は損害賠償の請求を爲し得るは勿論、同一物上反對の利益を主張する者に對しては、或は一般債權又は後に發生したる物權に優先すべく、或は物の所在に追求することを得。

占有權

第二章 占有權

占有權とは自己の爲めにする意思を以て、物を所持するに因りて取~~取~~せらるる物權の一種なり。抑も占有は權利なりや將た又事實なりやの問題に關しては議論ある所なる

も、我法典は之を二様の意義に用ゐたるは明かなり。故に今占有の要件を擧ぐれば

(1)物の所持あること 物の所持とは物の事実上の支配を謂ふものにして、何人と雖も之を爲すことを得るのみならず、總ての物は之を所持することを得。然れども民法上の占有要件たる所持には、所持の意思あるを要す。

(2)自己の爲めにする意思あること 自己の爲めにする意思とは、自己の利益の爲めに物を所持するの意思なり。而して苟くも物を所持する者は、占有意思即ち自己の爲めにする意思ある者と推定せらる。此意思は通常物の全部效用を支配するが爲に物を所持する意思即ち所有の意思と、物の一部效用を支配するが爲めに物を所持する意思即ち限定意思とに區別せらるるも、物以外に存する利益を充實

所有の意思

限定意思

せんと欲する意思あることも亦認めざるべからず。従て單に他人の爲めに占有をなす者即ち占有保持者は茲に所謂占有意思を有せざるものとす。

所有權

第三章 所有權

所有權とは法律命令の制限内に於て、自由に所有物の全部效用を支配し得る權利を謂ふ。之れ占有權と異なる所なり。蓋し所有權は法律上の支配權なるも、占有權は事實上の支配權なればなり。民法は所有權を定義して法令の範圍内に於て、所有物の使用收益及處分を爲し得る權利の如く規定すと雖も、妥當の見解にあらざるべし。従て所有權たるには(イ)一般支配權たること(ロ)法律上の支配權たること及び(ハ)無制限に非ざることの三要件を具備するを以て足る。而して數人が一定の分前を以て、一の所有權を有する状態を

共有

共有と謂ひ、此の分前を持分と稱す。故に各共有者は共有物の全部を、其持分に應じて使用収益し得るを原則とするも、若し分明ならざるときは、其持分は平等なりとす。

地上權

第四章 地上權

地上權は永小作權、地役權及び入會權と同じく、物の使用収益を目的とする他物權の一種たる用益物權なり。我民法上地上權とは他人の土地に於て、工作物又は竹木を所有する爲め、其土地を使用する權利を謂ふ。故に其目的は必ず工作物又は竹木を所有する爲めならざるべからず。之れ地上權の特質にして又土地の賃借權と異なる所なり。

永小作權

第五章 永小作權

永小作權とは小作料を拂ひて、他人の土地に耕作又は牧畜を爲す權利を謂ふ。故に永小作權たるには(1)小作料を支

地役權

拂ふこと(2)耕作又は牧畜の爲めに土地を使用することの二條件を要す。小作料とは毎年其他定期に支拂ふべき土地の使用料のことにして、地上權の地代に相當すべきものなり。然れども永小作權と地上權との異同は、土地の使用權なる點に於て同じく、唯其目的に於て異なる。

第六章 地役權

地役權とは設定行爲を以て定めたる目的に従ひ、他人の土地を自己の土地の便益に供する權利を謂ふ。故に地役權は土地の使用を目的とする他物權なる點に於て、地上權及び永小作權と同じきも、其目的に於て異なる。地役權は又自己の土地の便益を増進する爲めに、他人の土地の上に設定する權利なるを以て、二個の土地の存在する事を要す。即ち一は便益を受くる土地にして、他は使用せらるゝ土地なり。

前者は之を要役地と稱し、後者は之を承役地と謂ふ。然り而して其内容は設定行為に因りて定まるべく、其方法も亦種々なるべきも、總て可能適法のものたることを要するは言ふまでもなし。

入會權

物權に屬する入會權には、共有の性質を有するものと、地役權に準すべきものとの二種あり。前者は即ち森林原野の共有者が其森林原野に入會して、收益を爲す權利を謂ふものにして、後者は一定區域の住民が、他人の土地の上で使用收益を爲し得る權利を云ふ。而して此二者に適用すべき法則は、主として各地方の慣習に従ふべきものなるも、慣習なき場合は或は共有の規定を適用し、或は地役權の規定を準用すべきものたり。

留置權

第七章 留置權

留置權は先取特權、質權及び抵當權と等しく、債權の擔保

を以て目的と爲す擔保物權なり。蓋し債權は物權と異なり、特定の債務者をして、特定の行為を爲さしむる權利にして、其給付を俟て初めて其目的を達するものなり。然るに債務者は往々任意に、自己の債務を履行せざる場合あるを以て、債權者の爲めに其履行を確實にすべき制度なかるべからず。之れ擔保物權の規定ある所以なり。我民法上留置權とは他人の物の占有者が、其物に關して生じたる債權を有するときは、其債權の辨濟を受くるまで、其物を留置することを得る權利を謂ふ。從て留置權者たるには他人の物の占有者たると共に、其物に關して債權者たらざるべからず。故に此の二條件を具備するときは、留置權者は本來占有物を返還すべき義務ありと雖も、其債權の辨濟を受くるまで、其物の返還を拒絶し得るものとす。

先取特權

第八章 先取特權

先取特權とは民法其他の法律の規定に従ひ、或債權者が其債務者の財産に付き、他の債權者に先ちて、自己の債權の辨濟を受くる權利を謂ふ。先取特權は留置權と同じく、法律の規定に従ひ、一定の原因より發生したる債權を有する者が直接に享有する權利にして、質權及び抵當權の如く何等の意思表示を要せず。而して其目的物は債務者の一般又は特定の財産にして、若し債務の辨濟なきとは、之を賣却し其代價に付き、他の債權者に優先して、辨濟を受くることを得。

質權

第九章 質權

質權とは債權者が其債權の擔保として、債務者又は第三者より受取りたる物を占有し且其物に付き優先辨濟を受くる從たる制限物權なり。故に質權の成立要件を擧ぐれば

左の如し。

(1) 質權の設定には當事者あること 質權設定行爲の當事者は、質權者及び質設定者にして、後者は必ずしも質權に因りて、擔保せらるべき債權に對する債務者たるを要せず、債務者以外の第三者たることを得。此場合に於ける第三者を通常物上保證人と稱す。

(2) 質權の目的たり得べき物の存在すること 質權は動産又は不動産を以て其物体と爲すことを得。而して此等の目的物は一般物權の物体たり得る能力を有すべきは勿論、其他法の明文上又は質權の性質上(イ)讓渡し得べき物なること(ロ)其物が財産上の價值を有すること及び(ハ)質設定者が之に對し處分の權能を有することの三要件を具備することとを要す。

(3) 質權に因りて擔保せらるゝ債權の存在すること
質權は債權の擔保として、設定せらるゝものなるが故に、主たる債權の存在することを要す。換言すれば如何なる債權の爲めに質權が設定せられたるやを明確にせざるべからず。

(4) 質權の設定行爲には物体の占有移轉を必要とするこ
と 質權の成立には必ず物体の引渡あることを要するが故に、其引渡なき間は質權未だ存在せず。之れ物權の設定及び移轉は當事者の意思表示のみに因りて、其効力を生ずる原則に對し例外を爲すものなり。而して物体の引渡に關しては、現實の引渡の外、簡易引渡、占有改定及び指圖に因る占有移轉の三方法を認む。

質權の性質斯の如しと雖も、我民法は質權を其目的物の

抵當權

如何に因り二種に區別す。即ら一は有体物を其物体とする物上質にして、動産質不動産質之れなり。他は財産權を物体とする權利上の質權にして權利質之れなり。此兩者共に質權と稱するも、其物体の性質異なるを以て、其成立存續の要件に差別を生ずるは勿論、其實行方法も亦、自ら異ならざるを得ず。

第十章 抵當權

抵當權とは抵當權者が債務者又は第三者の占有を移さずして、債務の擔保に供したる不動産に付き、他の債權者に優先して、自己の債權の辨濟を受くる權利を謂ふ。故に抵當權は當事者の意思表示を要する點に於て質權と同じく、占有の移轉を必要とせざる點に於て相異なる。然り而して抵當權の物体は不動産にして、抵當權者は債務の辨濟なきと

きは、其物体を賣却し其代價に付き他の債權者に優先して辨濟を受くる權利を有するものなり。

債權

第三編 債權

第一章 總則

債權の性質

債權とは特定人が特定人をして、特定の作爲又は不作爲を爲さしむる權利を謂ふ。而して債權に對する義務は債務にして、債權を有する者を債權者と稱し、債務を負擔する者を債務者と云ふ。

第一節 債權の目的

債權の目的の意義

一 債權の目的とは債務者が負擔するもの即ち給付を謂ふ。給付は可能にして且確定し又は確定し得べきこと及び適法なることを要するも、必ずしも金銭的価格あることを要

特定債權と種類債權

せず。

二 特定債權と種類債權

前者は特定物の給付を目的とする債權にして、後者は給付の物体が種類を以て指示せられたる債權を謂ふ。特定債權にありては、債務者は其物の引渡を爲すまで、善良なる管理者の注意即ち相當なる人の注意を以て其物を保存すべく、種類債權の場合に於て、法律行爲の性質又は當事者の意思解釋に依り、物体の品質を確定すること能はざるときは、債務者は中等の品質を有する物を以て給付せざるべからず。

選擇債權と任意債權

三 選擇債權と任意債權

選擇債權とは數個の給付中、選擇的に定まるべき債權を謂ふ。故に一個の給付を目的とする債權は單純債權なり。任意債權とは債權の目的たる給付に代へて、他の給付を以てすることを得る權利を有する債

權の謂ひにして、之に債務者の任意債權と債權者の任意債權との二種あり。

金銭債權と利息債權

四 金銭債權と利息債權

金銭債權とは金銭の給付を目的とする債權にして、特定金銭債權、金額債權及び金種債權

特定金銭債權

金額債權

金種債權

利息債權

の三種に區別することを得。特定金銭債權とは或特定の金銭の給付を目的とする債權にして、金額債權とは或一定の金額の給付を目的とする債權を謂ふ。從て債務者は其選擇に従ひ、各種の通貨を以て、金額債權の辨濟を爲すことを得。金種債權とは或る特定の種類に屬する金銭の給付を目的とする債權にして、債務者は其特種の金銭を以て辨濟せざるべからず。

利息債權とは利息の給付を目的とする債權を謂ふものにして、當事者間に別段の意思表示なきときは其利率は年

債權の効力

五分なり。

第二節 債權の効力

債權の効力とは、債權と之に對立する債務を包括する全法律關係、即ち債權關係を基礎として債權者が有する權能を云ふ。故に此結果として債務者は給付を爲すべき義務を負擔すると共に、注意義務あるものとす。而して債務者が給付義務を履行せざるときは債權は一定の効力を發生するものにして、債務不履行たるや或は債務者が履行を爲し得るにも拘らず履行期に履行を爲さざるに因りて生ず。之を債務者の遲滯又は履行遲滯と云ふ。或は給付を爲すこと能はざるに因り、或は債務者の不完全なる給付の爲めに生ずることあり。前者は即ち給付不能の場合にして、後者は不完全給付の場合なり。

以上三の場合には債務者は債務の本旨に従ひたる履行を爲さざるを通常とするが故に、債権者は其救済方法として不履行に因りて生じたる損害の賠償を請求することを得るも、當事者間に別段の意思表示なきときは、金錢を以て其額を定むべきものとす。従て豫め約定しある場合に於ては裁判所は其額を増減することを得ず。民法は亦債務者が任意に債務の履行を爲さざるときは、債権者は公力に依りて強制することを規定す。雖も強制執行の請求權は私人が國家に對して有する公權なるを以て、茲に債権の効力として論ずるは蓋し妥當の見解と云ふを得ず。債権者は履行を受くべき權利を有するも、義務を負ふことなし。然れども債権者が債務の履行を完了するに必要な協力を爲さざる場合に於ても、尙ほ債務者に履行遲滯の

責を負はしむるは酷なるを以て、法律は一定の要件の下に債権の効力として債権者の遲滯を認むると共に、債務者の財産が債権者の満足を得るに足らざる場合は、債権者が其債権の効力を確保する爲め、自己の名に於て債務者の權利を行使し、又は債務者の法律行爲を取消す權利を有す。代位權及び取消權と稱するもの即ち之れなり。

第三節 多數當事者の債權

第一款 總則

多數當事者の債權とは、一個の債權關係の債権者及び債務者が多數なるを謂ふ。凡そ當事者が單數なるときは債權關係は極めて簡單なりと雖も、復數なる場合は其關係も亦從て複雑となり、種々特別なる効力を生ずるを以て權利義務に付き特に準據すべきものなからず。之れ法典に

多數當事者の債權

多數當事者の債權に關する規定ある所以なり。

本來一個の債權關係にありて數人の債權者、又は債務者ある場合に於て當事者間に別段の意思表示なきときは、其債權債務は各債權者、又は各債務者に平等の割合を以て分割せらるべきものとす。換言すれば一個の給付が數人の債權者、又は債務者に分割せらるゝ債權關係にして之を分割債權と謂ふ。然れども此原則に對しては以下に述ぶる所の例外規定あり。

不可分債務

第二款 不可分債務

不可分債務とは、數人の債務者が不可分給付を負擔する債務を謂ふ。故に不可分債務たるには、(イ)給付が不可分にして、(ロ)債務者が數人ある事を要す。而して債權者は不可分債務者の一人に對し、又は同時若くは順次に總債務者に對し

て履行を請求することを得るのみならず、不可分債務者の全員、又は其中の數人が破産の宣告を受けたるときは、債權者は其債權の全額に付き各財團の配當に加入することを得。又不可分給付が可分給付に変更したるときは分割債務に變じ、各債務者は其負擔部分に付ててみ債務を負ふべきものたり。

連帶債務

第三款 連帶債務

連帶債務とは數人が同一の原因に基きて負擔する同一の目的、同一の物體を有する數個の債務を謂ふ。連帶債務効は法律行為又は法律の規定に因り發生するものにして、債權者は連帶債務者の一人に對し、又は同時若くは順次に總債務者に對して全部、又は一部の履行を請求することを得。而して各債務は經濟上の目的を同じうする外獨立するを以

て、其目的を達することを得る事項を除きては、他は總べて債務を消滅せしむべき效力なし。之れ絶対的效力、相對的效力の區別ある所以にして辨濟、供託、代物辨濟、履行の請求、更改、相殺、免除、混同及び時効の完成は前者に屬し、解約申入、過失、債務者の遲滞給付不能、時効の中斷及び停止、債權者の遲滞、債權の讓渡、債務の引受、連帶の免除及び判決は後者に屬す。

保證債務

第四款 保證債務

保證債務とは他人の債務、即ち主たる債務の從として之れと同一の給付を物体とする債務を謂ふ。保證債務は債權者と保證人との保證契約に因りて成立するも、必ず主たる債務の存在することを要す。債務者が保證人を立つべき義務ある場合は保證人は(イ)能力者たること(ロ)辨濟の資力を

有すること(ハ)債務の履行地を管轄する控訴院の管轄内に住所を有し、又は假住所を定めたることの要件を具備せざるべからず。

上述の條件を有するときは、何人と雖も保證人たることを得べく、其人物の如何は敢て問ふ所にあらず。而して保證債務の物體は主たる債務の目的と同一にして、其範圍の如きも何等定めなき場合は主たる債務の元本の外利息、違約金、損害賠償其他總て之に従たるものを擔保す。然れども保證人は一般債務者として有する抗辨と、保證人たる資格に於て有する抗辨とを援用することを得るものにして、後者はこれを主たる債務者の抗辨と、催告の抗辨及び檢索の抗辨とに細別せらる。催告の抗辨とは債權者が主たる債務者に催告をなさざる間は、保證人は債權者の請求に對し其履

債權の譲渡

行を拒絶し得る抗辨を謂ふものにして、檢索の抗辨とは債權者が主たる債務者の財産に付き強制執行をなさざる間は、保證人が債權者の請求に對し、其履行を拒絶し得る抗辨を云ふ。此兩者共に延期抗辨たる性質を有す。分劃の利益は數人の債權人等場合に於て各債權人に對し利益を有す。

第四節 債權の譲渡

債權の譲渡とは主體の變更、即ち債權者の替る場合を謂ふ。故に從來の債權者が第三者に依りて交代せらるゝも、其債權は内容及び原因に於て從來の債權と何等異なる所なく、新債權者の取得せる債權は、元債權者の債權に外ならず。之れ債權者の交替に因る更改と區別せらるる所にして、後者にありては債權者の「變更」と同時に、從來の債權は消滅し、新債權發生す。債權は譲渡し得るを以て原則とするも性質上之れを許さざるもの、又は法律の規定、若くは契約に因り

債務の引受

て譲渡を禁止せられたる債權は此例外をなすものたり。然り而して債權の譲渡を債務者、其他の第三者に對抗するには通知、又は承諾あることを要す。

以上の説明により債權にして譲渡し得るものとせば、假令法典に規定なしとするも理論上亦債務引受の可能なることを認めざるべからず。即ち債務引受とは債務者を變更する場合にして、新債務の發生を目的とする債務者の交替に因る。更改とは自ら區別せざるべからず。

債權の消滅

第五節 債權の消滅

債權の消滅とは債權が客觀的に其存在を失ふことを謂ふものにして、其原因種々ありと雖も我法典の認めたる原因を列擧すれば、辨濟、代物辨濟、供託、相殺、更改、免除及び混同之れなり。

辨濟

第一款 辨濟

辨濟とは債務の内容を實現する行爲を謂ふ。凡そ債權は債務者をして其内容に従ひ、或行爲を爲さしむる權利なり。然るに辨濟は債權消滅の最も普通なる原因にして、債務者の行爲に因りて債務の内容を實現するにあり。故に債權の目的は之れに依りて達せられ債權は消滅す。辨濟を爲す者は債務者なるは勿論なるも、第三者と雖も亦之れを爲すことを得、代位辨濟之れなり。蓋し給付が債務の内容に適合するときは、債權者は何人より之れを受くるも同一なればなり。

代物辨濟及
供託

代物辨濟とは債務者が債務を消滅せしむるが爲め、債權者の承諾を得て其負擔したる給付に代へて他の給付を爲すを謂ふ。本來債權者は債務者が負擔したる給付以外に他

相殺

第二款 相殺

の給付を受取るべき義務なしと雖も、其受領を承諾したるときは、債務者は他の給付を爲して、^他債務を消滅せしむることを得。蓋し代物辨濟は辨濟と同一の效力を有すればなり。又債權の消滅を欲するも債權者が辨濟の受領を拒み若くは之を受領すること能はざる場合にありても、尙ほ債務者に責任を負はしむるは、公平の觀念に反し酷なるを以て、法律は辨濟者に其の目的物を供託して、債務を免るることを得せしめたり、供託の制度之れなり。故に供託とは債權者か直に給付を受領せざるを以て供託所をして、其目的物を保管せしむるの意に外ならず。

相殺とは二人互に債權者たると同時に、債務者たる場合に各自自己の債權を以て其債務の辨濟に充て、双方の債權

債務を消滅せしむる法律行為を謂ふ。而して相殺を爲すには二人互に同種の目的を有する債務を負担すると共に、其債務が辨濟期に在ることを要す。相殺の方法は當事者の一方より其相手方に對する意思表示に依りて、之れを爲すものにして、其効力は對當額に付き双方の債務を消滅せしめ且溯及力を生ずるものたり。

更改

第三款 更改

更改とは新債權の發生に依りて、舊債權を消滅せしむる契約を謂ふ。故に舊債權は之に代るべき新債權の同一時に消滅す。更改に(一)當事者の變更に因るもの(二)物體の變更に因るもの(三)原因の變更に因るもの及び(四)條件の變更に因るものの四種あり。

免除

第四款 免除

免除とは債權者一方の意思によりて、債權を消滅せしむるを謂ふ。免除の方法は債權者が債務者に對する意思表示によりて爲すものにして、免除に因り債權は當然消滅す。

混同

第五款 混同

廣義に於ける混同とは併存すべからざる性質の二者が同一人に歸屬する場合を言ふものなりと雖も、茲に所謂混同とは固有の意義に於けるものを指稱し、債權及び債務が同一人に歸屬したることを謂ふ。此の事實あるときは混同成立し、何等の意思表示を要せずして債權は消滅す。但し其債權が第三者の權利の目的たるときは此限りにあらず。

債權の發生

第二章 債權の發生

債權の發生とは債權が新に發生するの謂ひにして、其原因は之を大別して法律行為と法律の規定とに區別せらる。

債務を消滅せしむる法律行為を謂ふ而して相殺を爲すには二人互に同種の目的を有する債務を負担すると共に、其債務が辯済期に在ることを要す相殺の方法は當事者の一方より其相手方に對する意思表示に依りて之れを爲すものにして、其効力は對當類に付さ双方の債務を消滅せしめ且溯及力を生ずるものなり。

更改

第三款 更改

更改とは新債權の發生に依りて舊債權を消滅せしむる契約を謂ふ故に舊債權は之に代るべき新債權の發生と同時に消滅す更改に(一)當事者の變更に因るもの(二)物體の變更に因るもの(三)原因の變更に因るもの及び(四)條件の變更に因るものの四種あり。

免除

第四款 免除

免除とは債權者一方の意思によりて債權を消滅せしむるを謂ふ免除の方法は債權者が債務者に對する意思表示によりて爲すものにして、免除に因り債權は當然消滅す。

混同

第五款 混同

廣義に於ける混同とは併存すべからざる性質の二者が同一人に歸屬する場合を言ふものなりと雖も、茲に所謂混同とは固有の意義に於けるものを指稱し、債權及び債務が同一人に歸屬したることを謂ふ此の事實あるときは混同成立し何等の意思表示を要せずして債權は消滅す但し其債權が第三者の權利の目的たるときは此限りにあらず。

債權の發生

第二章 債權の發生

債權の發生とは債權が新に發生するの謂ひにして、其原因は之を大別して法律行為と法律の規定とに區別せらる。

法律行為
契約

第一 法律行為

(イ)契約 とは法律効果の發生を目的とする二人以上の意思表示の合致を要件とする法律行為を云ふ。即ち契約は二個以上の意思の合致なるを以て、二人以上の人格者を必要とす。而して一方が相手方の同意に依りて契約を成立せしむる意思を以て、其締結せんとする契約の内容を表示するを申込と謂ひ、此申込に基きて申込者と共に契約の締結を目的とする意思表示を承諾と云ふ。契約は契約自由の原則に因り其内容が法律上有效なるに於ては、如何なる利益に付きても締結するを得と雖も、法典特に固有の名稱を附し之に關する特別の規定を設けたるは、贈與、賣買、交換、消費貸借、使用貸借、質貸借、雇傭、請負、委任、寄託、組合、終身定期金、和解の十三種にして、所謂有名契約と稱するもの之れなり。

單獨行為

(ロ)單獨行為 之を別ちて遺言と生前行爲の二と爲す。債權は遺言に因りて發生するは疑なしと雖も、生前の單獨行為に因りて發生するや否やに關しては法典に規定なきを以て、原則としては契約に因りてのみ生ずるものごなきざるべからず。

法律の規定

第二 法律の規定 法律が一定の事實ある場合に、債權を發生せしむるを謂ふものにして、其主なるもの左の如し

事務管理

(一)事務管理 事務管理とは義務なくして、他人の爲めに其事務を管理するを謂ふ。而して他人の事務を管理する者を管理人と云ひ、事務を管理せらるる者を本人と云ふ。事務管理に因りて管理者は本人の事務を管理し、通知し、其狀況を報告し又は受取りたる物を引渡し若くは取得したる權利を移轉するの義務を負ふのみならず、本人に引渡すべ

不當利得

き金額又は其利益の爲めに用ゆべき金額を、自己の爲めに消費したるときは、其消費したる日以後の利息を支拂はざるべからざると共に、尙ほ損害ありたるときは、賠償の責に任ずべきものなり。然れども管理者が本人の爲めに、有益なる費用を支出したるときは、其償還を請求することを得。

(二) 不當利得 不當利得とは法律上の原因なくして、他人の財産又は勞務に因り利益を受け、之が爲めに他人に損失を及ぼしたる事實を謂ふ。故に不當利得たるには (1) 他人の財産又は勞務に因りて利益を受けたること (2) 他人に損害を及ぼしたること (3) 法律上の原因なきことの三條件を具備せざるべからず。従て此内一を欠くも不當利得は成立することなく、不當の利益を得たる者は、原則として其利益の存する限度に於て、之を返還する義務を負ふものにして、

不法行爲

損害の全部を支拂ふを要せず、之れ損害賠償の場合と異なる所なり。但し悪意の受益者は其受けたる利益に利息を附して、之れを返還する義務あるのみならず、尙ほ損害ありたるときは、其賠償の責に任ぜざるべからず。

(三) 不法行爲 不法行爲とは故意又は過失に因りて、他人の権利を侵害し損害を生ぜしむる行爲を謂ふ。而して之れより生ずる損害を賠償する義務を負擔する者は、原則として其行爲に因りて現に損害を加へたる者なることを要す。

第二卷 商法

第一編 總則

法例

第一章 法例

商法第一條は商事に關しては、商法、商慣習法及び民法の順序によりて適用すべき旨を規定すと雖も、之れ特別法を除外したるものにあらず、故に其適用すべき法律の種類及び順序は、第一商事特別法、第二商法、第三商慣習法、第四民法なり。
民法、商法、商慣習法、民法

商人

第二章 商人

商人とは自己の名を以て、商行為を爲すを業とする者を謂ふ。故に商人たるには左の條件を必要とす。

一 商行為を爲すこと
 我商法は絶対的、相對的及附屬

自己の名を以てするは必要とす

商人の種類

的商行為の三種を認むと雖も、茲に所謂商行為とは前二者を云ふものにして、後者は之を包含せず。

二 商行為を爲すを業とすること
 業とすることは繼續的に同種の商行為を爲すを意味するものにして、斷絶せざる所得の淵源となす意思を以てすることを要す。

三 自己の名を以てすること
 故に他人の代理人として商行為を爲す者は商人にあらず。之れ會社の代表社員、取締役、後見人、支配人の如きは、商人に非ざる所以なり。

商人の種類を大別して二とす、即ち左の如し。
 一 大商人及小商人
 此の區別の標準は商業の範圍の大小に因るものにして、我商法は小商人の例として行商及び露店を掲ぐるも其範圍不明なるが故に、五百圓以下の資本を以て商業を営む商人を小商人とし、特に商業登記、商

號及び商業帳簿に關する規定を適用せざることとせり。
 二能力者たる商人及無能力者たる商人 此の區別の標準は商業を營む者の能力に因る。而して後者に屬する者は未成年者、禁治産者、準禁治産者及び妻にして、然らざるものは前者に屬す。

第三章 商業登記

抑も登記の制度たるや、登記事項を公衆に知らしむるを以て目的とするは謂ふ迄もなし。殊に商人は廣く公衆と取引を爲すものなれば、其影響の及ぶべき範圍も從て大なり。故に商人に關する事項にして、利害關係の重大なるものは、之を公示して一般に知悉せしむるの必要を生ず。之れ商業登記の制度を存する所以なりとす。商法は(イ)登記事項(ロ)登記の申請(ハ)登記所(ニ)登記の公示(ホ)登記の效力等に付き規

商業登記

定を設く。

第四章 商號

商號

商號とは商人が其營業上自己を表彰する名稱なり。其選定に付ては、其氏、氏名、屋號其他如何なる名稱を以てするも自由なるも、唯例外として(イ)會社は其種類に従ひ合名會社、合資會社、株式會社又は株式合資會社なる文字を用ふることを要し(ロ)一個の商人は其商號中に會社たることを示すべき文字を用ふることを得ざると共に、假令會社の營業を讓受けたるときと雖も亦同じ。若し此の規定に違反したる者は過料に處せらる。

會社は其商號を登記することを要するも、一個の商人が商號を登記するは權利にして義務にあらず。而して會社たると一個の商人たるとを問はず、商號を登記したるときは

商號權

商號の讓渡

商號權と稱する一種の權利を取得す。又商號は營業と分離して讓渡することを得るのみならず、營業と共に之を爲すを得。但し之れを第三者に對抗するには登記するを要す。

第五章 商業帳簿

商業帳簿

商業帳簿とは法律が商人に其取引及び財産の狀況を明瞭ならしむる必要上、作成を命じたる帳簿にして、日記簿、財産目錄及び貸借對照表即ち之れなり。然れども小商人は之を作成する必要なきは既に述べたるが如し。

第六章 商業使用人

商業使用人

商業使用人とは委任契約又は雇傭契約に基きて、商業の爲めに使用せらるる者を謂ふ。換言すれば商人的勞務を供給する使用人にして、支配人番頭手代其他の商業使用人を指稱す。

代理商

第七章 代理商

代理商とは使用人に非ずして、一定の商人の爲めに平常其營業の部類に屬する商行爲の代理又は媒介を爲す者を謂ふ。之れ代理商は其觀念に於て、商業使用人、代理業者又は仲立人及び問屋と異なる所以なりとす。

第二編 會社

第一章 總則

會社

會社は商業を營む目的を以て、設立したる社團法人を謂ふものにして、主として社員の責任の種類及び程度に因り合名會社、合資會社、株式會社及び株式合資會社の四種とす。

第二章 合名會社

合名會社

合名會社は無限責任社員のみを以て組織する會社を謂ふ。

第一節 設立

設立

合名會社を設立するには、法定の事項を記載したる定款を作ることを要す。定款は會社の憲法にして、團體の組織を定むる規定なるが故に、社員之を作成し且署名せざるべからず、而して合名會社は定款作成の日より二週間に、本店及び支店の所在地に於て設立の登記を爲すことを要す。

第二節 會社の内部の關係

會社の内部の關係

會社の内部關係とは會社と社員との關係を謂ふ。故に社員相互の關係をも之に包含せしむるは、蓋し妥當に非ざるべし。然れども内部關係に於て、利害を感ずる者は、畢竟社員相互なるは論ずる迄もなく、從て社員は自由に之を定款に

社員の持分

規定することを得るも、定款又は商法に別段の定なきときは、組合に關する民法の規定を準用すべきものとす。蓋し會社と社員との關係は組合員相互の關係を一組合員と組合團體との關係となしたるが如きものなればなり。

茲に社員の持分とは社員が其資格に於て、會社に對して有する權利義務を總稱するものにして、其權利の主なるものは、利益の配當を受くること、退社の際に持分の拂戻を受くること、解散の際に殘餘財産の分配を受くること、會社の事業に關與すること等にして、其義務の主なるものは、出資を爲すこと、會社の事業に參與すること、會社の營業と競争せざること等之れなり。

第三節 會社の外部關係

會社の外部關係とは、會社と第三者との關係及び社員と

會社の外部關係

會社の代表

第三者との關係を謂ふ。

一 會社の代表 各社員は當然會社を代表す。然れども定款又は總社員の同意を以て、特に會社を代表すべき社員を定むることを得。代表社員は會社の營業に關する一切の裁判上又は裁判外の行爲を爲す權限を有し、之に加へたる制限は善意の第三者に對抗することを得ざるものとす。

社員の責任

二 社員の責任 各社員は會社の債務に付き連帶して辨濟の責に任ずべきものなるも、會社が其財産を以て其債務を完済すること能はざる場合ならざるべからず。從て社員が退社し、又は其持分を讓渡し、會社と關係を絶つも其責任を免れざるは勿論、假令新入社員と雖も、入社前の會社債務に付ては、責任を負ふべきものとす。

資本の保全

三 資本の保全 社員の出資の減少は之を以て會社債

社員の退社

權者に對抗することを得ず。然れども永久に對抗し得ざるものと爲すの要なく、且社員に酷なるが故に、出資の減少は本店の所在地に於て登記を爲したる後、二年間債權者が之に異議を述べざりしときは、之に對抗することを得。又會社は損失を填補したる後に非ざれば、利益の配當を爲すことを得ず。蓋し之れなくして利益を配當するは、資本を配當するに外ならざればなり。

第四節 社員の退社

商法は死亡、破産、禁治産、除名を以て當然の退社事由と定めたる外、總社員又は退社員の意思に基く退社を認む。即ち定款に定めたる事由の發生及び總社員の同意に因りて退社するは、前者に屬する場合にして、退社の通知は、後者に屬す。凡そ定款を以て會社の存立時期を定めざりしとき又は

或社員の終身間會社の存續すべきことを定めたるときは各社員は六ヶ月前に豫告を爲し、營業年度の終りに於て退社を爲すことを得るのみならず、止むことを得ざる事由あるときは、存立時期を定めたるを否に關せず、各社員は何時にも、退社を爲すことを得。而して退社員は其出資の目的が財産たるを勞務又は信用たるを問はず、苟くも定款に別段の定めなきときは、其持分の拂戻を請求することを得。

第五節 解散

解散

會社解散の事由には、總社員の意思に基くものと、然らざるものとあり。

第一 總社員の意思に基く解散事由は左の如し。

一定款に定めたる事由の發生 會社は存立時期の満

了其他定款に定めたる解散事由の發生に因りて、消滅するものなるも、此場合に於て總社員又は一部社員の同意を以て之を繼續することを得。然れども同意を爲さざりし社員は、退社したるものと看做さる。

二 總社員の同意

三 會社の合併

第二 總社員の意思に基がざる解散事由は左の如し。

一 會社の目的たる事業の成功又は其成功の不能

二 社員が一人と爲りたること

三 會社の破産

四 裁判所の命令 裁判所の解散命令は、公益上の理由

又は社員の請求に基きて爲すものにして、已むことを得ざる事由あるときは、各社員は解散を裁判所に請求すること

を得。但裁判所は社員の請求により、解散に代へて或社員を除名することを得。

上述の場合に於ける會社の解散は、常に會社と社員との間のみならず、廣く外部に對し影響を及ぼすものなるを以て、合併及び破産の場合を除く。外、二週間内に本支店の所在地に於て、登記を爲すことを要す。

第六節 清算

清算

會社が解散したるとき、其財産の整理を爲すを清算と謂ふ。抑も會社は解散に因りて其人格の消滅を來すべき理なるも、會社財産の處分に付ては、團體的行爲を必要とするが故に、諸國の立法例にありても會社は解散の後、雖も清算の目的の範圍内に於ては、尙ほ存續するものと看做すべき旨を定む。我商法亦然り。而して清算を爲す者を、清算人と謂

ひ、各社員は當然業務執行社員及び代表社員たるが如く、清算人となるも、總社員必ずしも自ら清算を爲すを要せざるを以て、社員其他の者を選任して清算人と爲すことを得。然れども此場合には、總社員の過半数により、之を決すべきものとする。清算人は會社解散後に於ける現在の事務を結了し、債權を取立て、債務を辨濟し及び殘餘財産の分配を爲すべき職務を有すると共に、代表清算人は其職務を行ふに必要なる一切の裁判上又は裁判外の行爲を爲す權限を有し、之に加へたる制限は、善意の第三者に對抗することを得ず。

第三章 合資會社

合資會社

合資會社とは有限責任社員と無限責任社員とを以て組織する、商事會社を謂ふ。而して合資會社は、社員の一部が有限責任社員なるのみにて多くの點に於て、合名會社と異なる

らざるが故に、我商法は合資會社に關し別段の定めなき場
合は、合名會社の規定を準用することとせり。

設立

一 設立

合資會社は合名會社と同じく、定款の作成に因りて、成立
するものにして、其定款には合名會社の定款に必要な事
項の外、各社員の責任の有限又は無限なることを記載せざ
るべからず。蓋し合資會社は二種の社員を以て組織するも
のなるが故に、各社員は其何れに屬するやを明白にする必
要あればなり。

内部關係

二 内部關係

(イ) 出資 無限責任社員の出資は、合名會社の場合と同
じ之に反して有限責任社員は、金錢其他の財産のみを以て、
其出資を爲し得るも、勞務又は信用を以て爲すことを得ざ

るものとする。

(ロ) 業務執行 業務の執行は各無限責任社員の權利カ
ると同時に義務たり。雖も、有限責任は會社の業務を執行
することを得ず。然れども無限責任社員數人ある場合に、全
員が其任に當ると否とを問はず業務の執行は過半数を以
て決すべきものとする。

(ハ) 持分の讓渡 無限責任社員が其持分を讓渡すには、
他の無限責任社員及有限責任社員の承諾を要するも、有限
責任社員は無限責任社員のみの承諾を得て、之を爲すこと
を得。

(ニ) 検査權及び競業禁止 無限責任社員は、業務執行の
任に當らざるときと雖も、合名會社の社員と同じく、検査權
を有するを以て、競業禁止の規定適用せらる。之に反し有限

外部關係

責任社員は原則として、營業年度の終に於てのみ、検査權を行使し得るものなるも、重要なる事由あるときは、裁判所の許可を得て、何時にても之を行ふことを得。故に有限責任社員には、競業禁止の規定を適用せず。

三 外部關係

(イ)代表 定款又は總社員の同意を以て、特に會社を代表すべき無限責任社員を定めざる時は、各無限責任社員は會社を代表するものとす。然れども有限責任社員には斯の如き權能あることなし。

(ロ)社員の責任 無限責任社員の責任は、合名會社の社員の責任に同じ。而して有限責任社員が自己を無限責任社員なりと信ぜしむべき行爲を爲したるときは、善意の第三者に對しては、其責に任せざるべからず。

退社

四 退社

合資會社の社員は、概ね合名會社の社員と同一の事由に因りて、退社するも有限責任社員は其死亡又は禁治産の宣告に因りて退社せず。

解散

五 解散

合資會社は合名會社と同一の事由に因りて解散するの外、無限責任社員又は有限責任社員の全員が退社したるときは、其組織を缺ぐが爲め消滅す。但有限責任社員の全員が退社し、無限責任社員のみとなりたるときは、其全員の一致を以て合名會社として、之を繼續することを得。

株式會社

第四章 株式會社

株式會社とは其資本が株式に別たれ、社員は其有する株式の金額を限度として、間接責任を負ふ社團法人を謂ふ。

設立

第一節 設立

同時設立
漸次設立
定款の作成

株式會社は定款の作成と、株式總數の引受ありたる時
成立す。蓋し株式會社は一定の資本を有すると共に、之を株
式に分別するを以てなり。而して發起人が株式の總數を引
受くると同時に、會社の成立する場合を同時設立と謂ひ、發
起人が資本の一部を引受け、其殘額に付き株主を募集し、總
株式の引受ありたる時、各株に付き第一回の拂込を爲さ
しめ、然る後創立總會を開き其終結に因りて、會社の成立す
る場合を漸次設立と謂ふ。
一定款の作成
發起人は定款を作り之に署名せざるべからざるもの
にして、理論上二人以上たるを要せずと雖も、我商法は其最少
數を七人と定む。定款は會社の組織を規定するものなるを

絶對的必要
事項及び相
對的必要事
項

株式引受

以て公序良俗に反せざる事項は、發起人隨意に定むること
を得るも、法律特に其記載なきときは、定款を無効たらしむ
るものと、其效力を生ぜざるも定款の效力を害せざるもの
とを區別す。前者は絶對的必要事項にして、後者は相對的必
要事項なり。

二株式の引受

(イ)株主の募集

發起人が株式の一部を引受けたるに
過ぎざるときは、殘株に付き株主を募集することを要す。而
して之に應じ發起人以外の者が金錢を以て株式を引受く
るには、發起人の作成せる二通の株式申込證に、引受くべき
株式の數及び住所を記載し、且署名の上申込を爲さざるべ
からず。從て此申込を爲したる者は、其引受くべき株式の數
に應じ拂込を爲す義務を負ふ。

(ロ)第一回の拂込 株式總數の引受ありたるときは、發起人は各株に付き第一回の拂込として、株金四分の一以上を拂込ましむることを要するのみならず、額面以上の發行の場合には、其額面を越ゆる金額は、第一回の拂込と同時に之を爲さしめざるべからず。然れども株式引受人が第一回の拂込を爲さざるときは、發起人は一定の條件の下に其權利を失はしめ更に株主を募集することを得。(三〇)

(ハ)創立總會 第一回の拂込の後發起人は遲滞なく、創立總會を召集するを要す。然れども其決議は株式引受人の半數以上にして且資本の半額以上を引受けたる者出席するに非ざれば爲すことを得ず。蓋し發起人が自己の優勢なる地位を亂用する虞あればなり。従て其決議は議決權の過半數を以て之を爲し、議決權の計算は一株に付き一個たる

を原則とす。

第二節 株式

株式

株式とは會社の資本を分割したる一部を謂ふ。而して株式の金額は均一なることを要し、五拾圓を以て其最低額とし、株金額を一時に拂込ましむる場合に限り、之を二拾圓まで下すことを得。(三二)

株券

株式は會社の承諾なき場合と雖も、原則としては自由之を他人に讓渡すことを得るものなるが故に、之を容易ならしむる爲め株主權を表彰する書面即ち株券を發行するを便とす。然れども之を濫發するに於ては却て弊害を生ずる虞れあるを以て、株券は本店の所在地に於て設立登記を爲すまで發行することを得ず。従て之に反するときは、其株券は無効にして發行者は損害賠償の責に任ずべきものと

有價証券

第二編 會社

株式の發行

會社の機關

す。而して株券は株主の氏名を記載すると否とに因り、記名株券及び無記名株券の二種とす。

第三節 會社の機關

第一款 株主總會

株主總會

株主總會は株主を以て組織し、會社の意思を決定する最高機關なるが故に、取締役及び監査役の如きは其決議に従はざるべからず。而して其會期の一定せると否とに因り、定時總會及び臨時總會の二とす。

定時總會

(イ)定時總會は毎年一回以上一定の時期に開會するものにして、年二回以上利益配當を爲す會社に在りては、毎配當期に之を開かざるべからず。凡そ株主總會の決定し得べき事項は皆定時總會に於て爲すことを得と雖も、取締役が提出したる書類の承認は此總會の専決事項なりとす。

臨時總會

(ロ)臨時總會は必要に應じ開會するものなるも、會社が資本の半額を失ひたるときは、取締役は善後策を講ずる爲め、遅滞なく株主總會を招集して之を報告することを要す。

第二款 取締役

取締役

取締役は會社を代表し、其業務を執行する機關にして、株主總會に於て株主中より之を選任することを要し、然かも其人員は三人以上たるべく、任期は定款又は株主總會の決議を以て之を定むることを得るも、三年を超ゆること能はざるものとす。

取締役は會社の業務を執行するを以て其職務とし、定款又は株主總會の決議に因り別段の定めなきときは、各自會社を代表し其營業に關する裁判上及び裁判外の一切の行為を爲すことを得る權限を有するを以て、之に加へたる制

限は善意の第三者に對抗するを得ざるのみならず、會社は取締役が其職務を行ふに付き、他人に加へたる損害を賠償する責に任ず。然り而して業務執行に關し、定款に何等の規定なきとは、取締役は其過半数を以て之を決するを要す。支配人の選任及び解任亦同じ。

第三款 監査役

監査役は會社の業務執行を監査する常設機關にして、會社を代表する權限なきを原則とするも、株主總會に於て株主中より之を選任することを得るは取締役と同じく、其人にても足る點に於て之と異なるものにして、其任期は二年を超ゆることを得ず。

第四節 會社の計算

一 計算の報告 取締役は會社より業務執行の委任を受

監査役

會社の計算

計算の報告

くるものなれば其報告を爲さざるべからず。故に取締役は定時總會の會日前に、法定の書類及び監査役の報告書を本店に備ひ置くべく、株主及び會社の債權者は營業時間内何時にても其閱覽を求むることを得而して定時總會が取締役の提出したる書類を承認したるときは、會社は取締役及び監査役に對し、其責任を解除したるものと看做され、取締役は貸借対照表を公告することを要す。

利益の配當

二 利益の配當 會社は其解散後に非ざれば、利益の配當を爲すことを得ずとすれば、株式を引受又は譲受くる者なきに至るべきを以て、一定の期間毎に損益を計算し、株主に利益を配當するを要す。然れども之が爲め資本の減少を來すが如きは不可なることにして、會社は損失を填補し且法定準備金を控除したる後に非ざれば之を爲し得ざるものこ

す。從て此手續に違反して配當を爲したる場合は、會社債權者は之を返還せしむることを得而して利益又は利息分配の割合は拂込みたる株金額に依るを原則とし、優先株を發行したるときに限り、例外として定款に別段の定を爲すことを得。

準備金

三準備金 準備金を積立る目的は、種々あるべしと雖も其専ら定款の定むる所に任せ法律敢て強制せざるものを任意準備金と謂ふ。之に反して會社は資本の四分の一に達するまで利益を配當する毎に準備金として、其利益の二十分の一以上を積立つることを要し、若し額面以上の價額を以て株式を發行したるときは、其超過額は資本の四分の一に達するまで之を準備金に組入れざるべからず。之を法定準備金と謂ふ。

社債

第五節 社債

社債とは會社が負擔する債務を謂ふ。故に社債權者は純然たる會社債權者なり。而して社債の募集は營業の方針利益の配當に關し重要なるを以て、株主總會の特別決議を経るにあらざれば之を爲す能はざるのみならず、社債の總額は拂込みたる株金額に超過し且各社債の金額は二十圓を下ることを得ず。

第六節 定款の變更

定款の變更

定款の變更は必ず株主總會の特別決議を以て爲すべきものにして、其決議の方法は總株主の半數以上にして、資本の半額以上に當る株主出席し、其議決權の過半數を以て之を決す。然れども會社が優先株を發行せる場合に於て、定款の變更が優先株主の權利を縮少し、又は其利益を害すべき

優先株を新に發行せんとするときは、株主總會の決議の外、優先株主の總會の決議に俟たざるべからず。

第七節 解散

解散

株式會社は左の事由に因りて解散す。

- 一 定款に定めたる事由の發生
- 二 會社の目的たる事業の成功又は其成功の不能
- 三 合併
- 四 破産
- 五 裁判所の命令
- 六 株主總會の決議
- 七 株主が七人未滿に減じたるとき

第八節 清算

清算

株式會社が解散したるときは、合併及び破産の場合を除

く外、法定の清算手續を爲さざるべからず、而して定款に別段の定めあるとき又は株主總會に於て他人を選任したるときは格別、然らざる場合は會社が裁判所の命令に因りて解散したる外、取締役其清算人と爲る。蓋し取締役は會社の事情に精通するを以て、清算の最適任者たるが爲めなり。清算人は清算を爲すを職務とするが故に、其就職後遲滯なく會社財産の状況を調査し、財産目録及び貸借對照表を作り、之を株主總會に提出して、其承諾を求むることを要す。

第五章 株式合資會社

株式合資會社

株式合資會社とは無限責任社員と株主とを以て組織する會社を謂ふものにして、株主は株式會社の株主と同じく、會社に對して株金拂込の義務のみを負ひ、無限責任社員は合資會社の無限責任社員と同じく、會社債權者に對して連

設立

帶無限の責任を負ふ故に株式合資會社は合資會社と株式會社とに夫々相類似するを以て、商法は無限責任社員相互の關係、無限責任社員と株主全体又は第三者との關係及び無限責任社員の退社に付ては、合資會社に關する規定を準用し、其他の事項に付ては、株式合資會社に別段の定ある場合の外、株式會社に關する規定を準用せり。

一 設立

株式合資會社の設立は漸次設立の方法に依るべく同時設立の方法に依ることを得ず。故に無限責任社員は發起人と爲りて定款を作成し、然る後株主を募集せざるべからず。

會社の機關

二 會社の機關

(イ)無限責任社員 無限責任社員は定款に別段の定めなきときは、會社の業務を執行する權利義務を有し、又特に

會社を代表すべき社員を定めざる場合は、之に代表するものとす。

(ロ)株主總會 株式合資會社の株主總會は單に株主を以て組織し、會社の最高機關に非らず、之れ株式會社の株主總會と異なる所なり。

(ハ)監査役 監査役は會社の監査機關にして、創立總會に於ては株主中より選任せざるべからざるも、無限責任社員は監査役と爲ることを得ず。

三 解散

株式合資會社は合資會社と同一の事由に因りて解散すと雖も、社員は如何なる場合にも之を裁判所に請求し得ざるなり。

四 清算

解散

清算

株式合資會社が解散したるときは、合併及び破産の場合を除く外、法定の清算手續に準據して、其破産を處分せざるべからざるも、會社が裁判所の命令に因りて解散したるときは格別、然らざるに於ては清算人の選任は先づ定款の定むる所に依る。然れども別段の規定なき場合は、無限責任社員及び株主より同員數の清算人を出すべきものとす。

第六章 外國會社

如何なる會社が外國會社なりや否やに關しては必ずしも明瞭ならずと雖も、我會社法に依れば、內國會社とは、我國に本店を定め我國法に従ひて設立したるものを謂ふが故に、其他の會社は外國會社なりと云ふことを得べし。然れども斯の如くなるときは却て弊害を生ずる虞あるを以て、商法は我國に本店を設け又は我國を主たる營業地と爲す會

外國會社

社は、外國に於て設立したるものにて、我國に於て設立する會社と同一の規定に従ふことを要すと規定せり。

第七章 罰則

商法は會社法中の公益規定に違反する者に對し過料の制裁を設け其遵守を強制せり。而して其刑罰に觸るる者は刑法の適用を受くるは勿論なりとす。

第三編 商行爲

第一章 總則

第一 商行爲の觀念
商行爲とは利益を得る意思を以て、物品の移轉を媒介する行爲を謂ふ。

第二 商行爲の種類

罰則

會社商行爲の觀念

爲 絶對的商行

商行爲は之を分ちて絶對的商行爲、相對的商行爲及び附屬的商行爲の三種とす。

一 絶對的商行爲(客觀的) 之は其行爲の性質より商行爲と定めたるものにして、營業として之を爲すと否とを問はず商行爲たるものを謂ふ。即ち左の如し。

(イ) 利益を得て讓渡す意思を以てする動産不動産若くは有價證券の有償取得又は其取得したるものの讓渡を目的とする行爲

(ロ) 他人より取得すべき動産又は有價證券の供給契約及其履行の爲めにする有償取得を目的とする行爲

(ハ) 取引所に於てする取引

(ニ) 手形其他の商業證券に關する行爲

二 相對的商行爲(主觀的又は營業的) 之は營業として爲

爲 相對的商行

すときのみ商行爲と爲るものにして、非商人が之を爲すも商行爲と爲らざるものを謂ふ。即ち左の如し。

(イ) 賃貸する意思を以てする動産若くは不動産の有償取得若くは貸借又は其取得若くは賃貸したるものの賃貸を目的とする行爲

(ロ) 他人の爲めにする製造又は加工に關する行爲

(ハ) 電氣又は瓦斯の供給に關する行爲

(ニ) 運送に關する行爲

(ホ) 作業又は勞務の請負

(ヘ) 出版印刷又は撮影に關する行爲

(ト) 客の來集を目的とする場屋の取引

(チ) 兩替其他の銀行取引

(リ) 保險

附屬的商行
爲

(又)寄託の引受
 (ル)仲立又は取次に關する行爲
 (ナ)商行爲の代理の引受
 以上列擧の行爲と雖も専ら賃金を得る目的を以て、物を製造し又は勞務に服する者の行爲は、商行爲に非ず。
 三附屬的商行爲 商人が其營業の爲めにする行爲は、之を附屬的商行爲と云ふ。

第二章 賣買

賣買

賣買とは當事者の一方が或財産權を相手方に移轉することを約し、相手方が之に其代金を支拂ふことを約する契約なり。賣買に關しては民法の規定を適用すと雖も、亦商行爲の特別なる性質により、自ら異なる規定を定む。

第三章 交互計算

交互計算

交互計算とは商人間又は商人と非商人との間に、平常取引を爲す場合に於て、一定の期間内の取引より生ずる、債權債務の總額に付き相殺を爲し、其殘額の支拂を爲すべきことを約する契約なり。蓋し平常取引を爲す者の間にありては、取引を爲す毎に金錢を授受するは、頗る煩に堪へざるのみならず、隔地間に於て殊に不便多しとす。故に平常取引を爲す者は、或期間の取引に關しては、其都度金錢を授受せず其期間の終りに至り、双方の債權債務の總額に付き相殺を爲し、其殘額を支拂ふことを約するを便利とす。之れ交互計算の規定ある所以なり。

第四章 匿名組合

匿名組合

匿名組合とは當事者の一方が、相手方の營業の爲めに出資を爲し、其營業より生ずる利益を分配すべきことを約す

る契約なり。而して出資を約する當事者を匿名組合員と稱し其相手方を營業者と謂ふ。故に匿名組合たるには、左の條件を具備するを要す。

(一)當事者の一方は出資を爲すことを約すること

(二)匿名組合員の出資は營業の爲めに之を爲すこと

(三)匿名組合員が出資を爲すは相手方の商業の爲めなること

(四)營業者は營業より生ずる利益を分配すべき旨を匿名組合員に約すること

匿名組合の觀念は、以上述べたるが如しと雖も、其果して民法に謂ふ所の組合なるか、將た又特殊の組合なるやは、組合の定義如何によりて決すべき問題なり。

第五章 仲立營業

仲立營業

仲立營業とは他人間の商行為の媒介を爲す營業を謂ひ、

仲立人の觀念

此の營業を爲すを業とする者を仲立人と云ふ。故に仲立人たるには、左の要件あることを要す。

(一)法律行為の媒介を爲すこと

(二)仲立人の媒介する法律行為は商行為なること

(三)商行為の媒介を爲すを業とすること

以上の三要素を具備するときは、仲立人の觀念に缺くる所なし。然り而して仲立の經濟上の利益は、迅速且確實に取引を締結し得るのみならず、取引の秘密を保つにあり。

第六章 問屋營業

問屋營業

問屋の觀念

問屋營業とは自己の名を以て他人の爲めに、物品の販賣又は買入を爲す營業を謂ふ。而して之を爲すもの即ち問屋なり。問屋の觀念斯の如しとすれば、代理人仲立人と異なる所も亦自ら明瞭なるべし。

運送取扱營業

第七章 運送取扱營業

運送取扱營業とは自己の名を以て、物品運送の取扱を爲す營業を謂ふ。而して物品運送の取次を爲すを業とする者を運送取扱人と稱す。然れども運送取扱人は自ら運送を爲さざる點に於て運送人と異なり、運送契約を締結する點に於て運送仲立人と區別せらる。又運送取扱人は廣義に於ける問屋にして狹義の問屋と異なる。蓋し前者は物品運送の取扱を爲すを業とする者にして、後者は物品の販賣又は買入を爲すを業とする者なればなり。

第八章 運送營業

運送營業

運送營業とは陸上又は湖川、港灣に於て、物品又は旅客の運送を爲す營業を謂ふ。而して運搬すべき場所が海上なると、陸地又は内水なるとにより、海上運送と陸上運送とに區

物品運送
物品運送契約

別せらる。海上運送に關しては商法は第五編中に特に規定するを以て、本章に於ては單に陸上運送を説明するに止むべし。然り而して陸上運送を爲すを業とする者を運送人と謂ふ。

抑も運送とは或る場所より他の場所に、人又は物を運搬するの謂にして、其運搬の目的物が人なると物なるとにより區別すれば、旅客運送及び物品運送の二とすることを得。

第一節 物品運送

物品運送に於て運送人に物品の運送を委託する者を荷送人と云ふ。而して其運送品を受取るべき者を荷受人と云ふ。物品運送契約は實に運送人と荷送人との間に締結せらるる契約にして、其締結には書面の作成を要せず。然れども荷送人は運送人の請求により一定の事項を記載の上署名

旅客運送契約

したる、運送状を交付せざるべからず。又運送人は荷送人の請求により、貨物引換證を交付することを要す。

第二節 旅客運送

旅客運送契約とは當事者の一方が、人を運送するの申込を爲し、相手方が之を承諾するによりて成立する契約を謂ふ。

鐵道運送にありては旅客の運送に關し、多く争を生じ易きを以て、詳細なる規定の定めあり。

第九章 寄託

第一節 總則

寄託

寄託とは當事者の一方が、相手方の爲めに保管を爲すことを約し、或物を受取るによりて效力を生ずる契約なり。此の場合に於て寄託物を受取る者を受寄者と謂ひ、保管を委

場屋

託する者を寄託者と稱す。

一般の寄託に關しては、概ね民法の規定を適用するも、商法は無償寄託の或場合に付きて規定すると共に、場屋(旅店、飲食店、浴場、劇場其他客の來集を目的とする場所)の主人に關し特種の規定を設く。

第二節 倉庫營業

倉庫營業

倉庫營業とは他人の爲めに、物品を倉庫に保管する營業を謂ふ。此の營業を爲す者を倉庫營業者と稱す。

寄託契約とは倉庫營業者と寄託者との間に於ける契約にして、前者は後者の請求により一定の事項及び番號を記載の上署名したる寄託物の預證券及び質入證券を交付すること、後者は倉庫證券即ち之れなり。此の證券は流通の爲めに設けたるものなるを以て、裏書を禁ずる旨を記載した

倉庫證券

倉荷證券

るときは格別、然らざる場合は記名式のとくと雖も、裏書に依りて之を譲渡し又は質入することを得、又倉庫營業者は寄託者の請求ある場合は倉庫證券に代へて倉荷證券を交付せざるべからず。

保險

第十章 保險

損害保險

第一節 損害保險

第一款 總則

損害保險契約

損害保險契約とは當事者の一方が、偶然なる一定の事故に因りて、生ずることあるべき損害を填補するを約し、相手方が之に其報酬を與ふることを約する契約を謂ふ。

保險契約の關係者

(一)保險契約の當事者は、損害填補の義務を有する保險者及保險料支拂の義務を負ふ保險契約者にして、保險に附したる利益を有する者を被保險者と云ふ、而して原則として

保險契約の目的

保險契約者は同時に被保險者なりとす、何んとなれば保險契約者は、通常自己の利益を保險に附するものなればなり。
(二)保險契約は金錢に見積ることを得べき利益に限り、其目的と爲すことを得、茲に利益とは或人が或事故の發生に因りて、損害を蒙むる關係を謂ふものにして、物自身にあらず、之れ保險契約の目的は、利益なりと云ふ所以にして、通常之を被保險利益と謂ふ。

保險者の權利

(三)保險者の權利は保險契約者に對して保險料を請求するにあり、故に保險料を支拂ふ義務ある者は保險契約者にして他人の爲めに保險契約を締結するも、保險料を支拂ふ義務を負ふものは、被保險者にあらずして、常に保險契約者なるも、法律に例外の場合あり、又保險契約者は保險料の減額を請求することを得ざるを原則とすと雖も、(イ)保險價額

保險者の義務

が保險期間中著しく減少したるとき及び(ロ)特別の危険を斟酌して保險料の額を定めたる場合に於て、保險期間中其危険が消滅したるときは、保險契約者は將來に向て其減額を請求し得るものとす。

(四)保險者の義務は約定の保險事故發生し、之が爲め保險の目的に付き損害を生じたるときは、約定の損害を填補するにあり。然れども之れには左の例外規定あり。

(イ)戦争其他の變亂に因りて生じたる損害

(ロ)保險の目的の性質若くは瑕疵其自然の消耗又は保險契約者若くは被保險者の悪意若くは重大なる過失に因りて生じたる損害

(五)保險契約も亦一種の契約なるを以て、當事者は何時にても合意の上、契約を終了せしむることを得べしと雖も、當

保險契約の解除

事者の一方が單獨に之れを解除するを得ず。但左の場合には保險契約者又は保險者は解除權を有す。

(イ)保險者の責任が始まる前なるとき

(ロ)保險者が破産宣告を受けたるとき

(ハ)保險契約者が保險料の全額を支拂はずして破産の宣告を受けたるとき

(ニ)保險期間中危険が保險契約者又は被保險者の責に歸すべからざる事由に因りて著しく變更又は増加したるとき

以上(イ)(ロ)は保險契約者が解除を爲し得る場合にして(ハ)(ニ)は保險者が解除權を有する場合なり。舊商法は告知義務の違反ありたるときは、當然契約を無効としたるも、新商法は單に解除を爲すことを得と規定せり。

火災保險

第二款 火災保險

火災保險とは火災に因りて、生じたる損害を填補する保險を謂ひ、之を小別して建物保險及び動産保險の二とすることを得。

火災に因りて生じたる損害は、或る特別の場合を除き其原因の如何を問はず、保險者之を填補する責に任せざるべからず。又消防又は避難に必要な處分に因り、保險の目的に關し生じたる損害に付ても亦同じ。

第三款 運送保險

運送保險

運送保險とは運送中に生ずることあるべき一切の事故に對し、損害を填補する保險を云ふものにして、其特徴は各個の事故に對する保險にあらざる點にあり。而して運送保險を細別して、海上保險及び陸上運送保險の二とす。前者に

付ては別に海商法に於て論ずべきを以て、本款に於ては後者を説明すべし。

保險者は特約なき場合は運送人が運送品を受取りたるときより、之を荷受人に引渡すときまでに生じ得る一切の事故に對し、損害を填補すべき義務を負ふ。又運送品の保險に付ては、發送の地及び時に於ける其價額及び到達地までの運送賃、其他の費用を以て保險價額と定む。故に特約ある場合は、運送品の到達に因りて得べき利益を、保險價額中に算入するを得。尙ほ運送保險證券には、一定の事項を記載すべきを定め、保險契約は特約あるに非ざれば、運送上の必要に因り、一時運送を中止し又は運送の道筋若くは方法を變更したる場合と雖も、有效なる旨を規定せり。

第二節 生命保險

生命保険

生命保険とは人の死亡又は生存に關し、一定の金額を支拂ふ保険なり。故に生命保険契約とは當事者の一方(保險者)が相手方又は第三者の生死に關し、一定の金額(保險金額)を支拂ふべきことを約し、相手方(保險契約者)が之に對して、報酬(保險料)を與ふることを約する契約を謂ふ。

生命保険契約の關係者には、保險者及び保險契約者を要する外、生命保険には被保險者及び保險金受取人なるものあり前者は其生命の保險に付せられたる者の謂ひにして、損害保險の目的物に該當し、後者は商法所謂保險金を受取るべき者を云ふ。

保險者の權利義務

保險者は保險契約者に對して、保險料を請求する權利を有するものにして、保險料を支拂ふ義務を負ふ者は、保險契約者なること、損害保險の場合に同じ。故に假令保險契約者

が他人の爲めに保險契約を締結したる場合と雖も、保險料を支拂ふ責に任ずる者は保險契約者にして、保險金受取人に非ざるも、此の場合にも亦特別規定あり。又保險者は約定の保險事故發生したるときは、保險金額を支拂ふ義務を負ふを原則とするも、左に掲ぐる場合は例外なりとす。

- (イ) 被保險者が自殺に因りて死亡したるとき。
 - (ロ) 被保險者が決闘其他の犯罪に因り、又は死刑の執行に因りて死亡したるとき。
 - (ハ) 保險金受取人が故意に被保險者を死に致したるとき。
 - (ニ) 保險契約者が故意に被保險者を死に致したるとき。
 - (ホ) 被保險者が戦争其他の變亂に因りて死亡したるとき。
- 但し特約あるときは此限りにあらず。

生命保険契約解除の場合左の如し。

生命保険契約の解除

(一) 保険契約者は保険者の責任開始前にありては、契約の全部又は一部を解除することを得。
 (二) 保険契約者は保険者が破産の宣告を受けたるときは、將來に向て契約を解除することを得。
 (三) 保険者は保険契約者が破産の宣告を受けたる場合に於て、未だ保険料の全部を支拂はれざりしときは、將來に向て契約を解除することを得。
 以上(二)(三)の場合に於て相當の擔保を供せしむるは、保険契約者又は保険者の隨意なりとす。

手形

第四編 手形

第一章 總則

一 商法に於て手形とは爲替手形、約束手形及び小切手を謂

ふ。而して發行者が自ら支拂を爲すことを約する手形は約束手形なるも、第三者に支拂を委託し之をして支拂を爲さしむることを約する手形は爲替手形又は小切手なり。
 抑も手形とは法定の形式を具備する有價證券にして、之を發行する者を振出人と謂ひ、手形面上支拂を受くべく指定せられたる者を受取人と云ふ。約束手形には此の二人者あるのみを以て足ると雖も、爲替手形及び小切手には此外手形面上支拂を爲すべき者、即ち支拂人あることを要す。
 二 凡そ手形上の権利の發生には、債務者の手形行爲と債權者の手形取得あることを要す。手形行爲とは振出、裏書、引受、參加引受及び保證を謂ふものにして、手形債務を負擔せんとする者は、其意思を以て署名せざるべからず。故に一旦手形に署名したる者は、其手形の文言に従ひて責任を負ふべ

きものとす。從て署名なきときは手形債務なきを以て、偽造又は變造したる手形に署名したる者は、其の手形の文言に從ひて責任を負ふに過ぎず。又手形行爲は法律行爲の一種なれば、代理人に依り之を爲すことを得るは勿論なるも、手形には其債務者の名を記載せざるべからざるを以て、若し代理人が本人の爲めにすることを示さずして手形に署名したるときは、本人は手形上の責任を負ふことなし。而して何人と雖も悪意又は重大なる過失なくして、手形を取得したる者に對し其手形の返還を請求することを得ず。何んとなれば流通證券なるが故に、悪意又は重大なる過失なくして手形を取得したる者は、手形上の權利を有すと爲すは其性質上當然のことなればなり。

三手形抗辨に關しては商法は手形の債務者は手形編に規

定なき事由を以て、手形上の請求を爲す者に對抗することを得ず。但し直接に之に對抗することを得べき事由は此限に在らずと規定す。而して手形上の權利の行使又は保全の手續を爲すべき場所は利害關係人の營業所にして若し之れなきときは其住所又は居所なるも、利害關係人の承諾ある場合は他の場所を以て之に代ふることを得。商法は又商行爲に因りて生じたる債權は五年間之を行はざるときは時効に因りて消滅すべき旨を規定す。然り而して手形行爲は絶対的商行爲なるを以て、手形債權も亦、此消滅時効の適用を受くべきは當然なりと雖も、手形取引の終了を迅速ならしむる爲め其存續期間を短縮する必要を生ず。之れ手形編に於て引受人又は約束手形の振出人に對する債權は満期日より三年、所持人の償還義務者に對する償還請求權は

支拂拒絶證書作成の日より一年、裏書人の其前者に對する償還請求權は、其償還を爲したる後一年を経過したるときは、時効に因りて消滅するものとせる所以なり。

以上の説明により手形上の債權は、手續の欠缺又は時効に因りて消滅し、手形上の債務者は皆其債務を免るることを得べし。然れども是れ公平の觀念に反す。故に商法は特に振出人又は引受人に對して、其受けたる利益の限度に於て償還を請求し得る權利を所持人に與へたり。不當利得償還請求權之れなり。

爲替手形

第二章 爲替手形

第一節 振出

我商法の定むる爲替手形の要件左の如し。

- 一 爲替手形たることを示すべき文字 之れ即ち手

形文句と稱するものにして、必ずしも爲替手形と書くの要なく或は外國の文字又は假名にても可なりと雖も、單に手形なる文字を記載するのみにては、此要件を満たすに足らず。蓋し我商法に於ては小切手も亦手形的一種なるを以て爲替手形と區別するの要あればなり。

二 一定の金額 所謂手形金額と稱するものにして、必ず一定することを要するも其金額は日本の貨幣を以て示すも將た又外國の貨幣を以てするも隨意たるべし。

三 支拂人の氏名又は商號 爲替手形の振出人は自ら支拂を爲さず、第三者をして支拂はしむるものなれば、支拂人を表示せざるべからず。此の場合には其氏名又は商號を以てすることを要するも、必ずしも一人たるを要せず、數人を共同支拂人とするも可なり。本來支拂人は振出人より

支拂の委託を受くるものなれば振出人以外の人たるを常とすべき理なるも我商法は自己を以て支拂人と爲すことを得る旨を規定せり。之れ即ち自己宛又は自己支拂爲替手形と稱するものなり。而して支拂人に非ずして支拂の任に當る者を支拂擔當者と謂ふ。

四 受取人の氏名又は商號 受取人は手形債權者たるべき者なれば、之を手形に記載せしむる必要あるや論なく、且一人に限るべき理由なきを以て數人にてても不可なし。而して振出人は他人を以て、受取人と爲し得るのみならず、自己を以て受取人と定むることを得。之を自己指圖又は自己受取爲替手形と謂ふ。故に振出人は自己を支拂人兼受取人と爲すことを得。

五 單純なる支拂の委託

支拂の委託は單純なるを

要し條件附たるを得ず。蓋し條件の成否は手形面に顯はれざるを以て、條件を附するは手形の性質に反すればなり。

六 振出の年月日 振出の年月日は種々なる關係を定むる爲め必要なるものにして、其日附は眞の振出日を記載することを要せず。

七 一定の満期日 満期日とは手形の支拂を爲すべき日を謂ふ。満期日は左の種類の一たることを要す。

(イ)確定せる日 之を満期日とせるものを確定日拂爲替手形と謂ふ。

(ロ)日附後確定せる期間を経過したる日 之を満期日とせるものを日附後定期拂爲替手形と謂ふ。

(ハ)一覽の日 之を満期日とせるものを一覽拂爲替手形と謂ふ。而して手形に満期日なきときは之を一覽拂

手形と看做すべきものとす。

(ニ)一覽後確定せる期間を経過したる日 之を満期日とせるものを一覽後定期拂爲替手形と謂ふ。

八 支拂地 支拂地とは支拂を爲すべき地のことにして、市町村の如き最小の獨立行政區域を謂ふ。支拂地内に於て支拂を爲すべき場所即ち支拂場所は手形の要件に非ずと雖も、振出人又は引受人は之を手形に記載することを得。

九 振出人の署名 振出行爲を爲したる振出人は其行爲者たることを示さんが爲め署名することを要す。故に代理人の場合は代理人自ら署名せざるべからず。

裏書

第二節 裏書

抑も手形は流通の爲めに之を認むるものなれば、引渡又

裏書ノ方式

は裏書によりて讓渡することを得ざる證券は、手形として特に規定を設くるの必要を見ず。故に手形の效用を全ふせんと欲すれば、須からく引渡又は裏書によりて流通せしめざるべからず。法典亦此趣旨に従ひ指圖手形は勿論記名手形と雖も、裏書によりて之を讓渡することを得る旨を定む。然れども振出人が裏書を禁ずる旨を手形に記載したるときは、裏書によりて之を讓渡することを得ず。而して無記名手形は引渡によりて之を讓渡するも、裏書を許さざるは言ふまでもなし。

一 裏書の方式

裏書は手形謄本又は補箋に於て之を爲すことを要し、其方式には記名裏書と白地裏書との二種あり。(1)記名裏書とは被裏書人を記載する裏書を謂ひ、(イ)被裏書人の氏名又は商號、(ロ)裏書の年月日及び、(ハ)裏書人の

署名の三條件を具備せざるへからず。之れに反し白地裏書又は無記名裏書とは、被裏書人を記載せざる裏書にして、裏書人の署名のみを以て其の要件と爲す。而して之れより生ずる主たる効力は爾後引渡のみに依りて、手形を譲渡すことを得るにありと雖も、最後に白地裏書ある手形は之れに裏書を爲すことを得。

裏書ノ效力

二 裏書の效力 被裏書人は裏書に因りて手形を取
得し、且獨立して手形上の権利者と爲る之を裏書の移轉力
と謂ふ。而して裏書人は振出人と同じく、手形の引受及び支
拂に付き、手形上の責任を負ふべきものにして、裏書の擔保
力即ち之れなり。乍併裏書人は裏書を爲すに當り、手形上の
責任を負はざる旨を記載し得るのみならず、爾後裏書を禁
ずる旨を記載したるときは、其裏書人は被裏書人の後者に

逆裏書

満期日後の
裏書及び委
任裏書

對して、手形上の責任を負ふことなし。前者を無擔保裏書と云ひ、後者を禁轉裏書と稱す。又所持人が手形上の権利を行ふには、裏書の連續を必要とす、之を裏書の證明力と謂ふ。然れども中間に白地裏書ありたるときは、次の裏書人は其白地裏書に因りて手形を取得したる者と看做され抹消したる裏書は裏書の連續に付ては、其記載なきものと看做さる。

三 逆裏書(戻裏書) 裏書は何人に對しても之を爲すことを得。而して引受人、參加引受人、振出人、裏書人、又は保證人の手形債務者に對して爲す裏書を逆裏書と謂ふ。手形債務者が逆裏書に因りて手形を取得したるときは、更に裏書に因りて之を譲渡すことを得。

四 満期日後の裏書及び委任裏書

商法は支拂拒絶證書作成期間の經過せると否に依りて裏書の效力を異

にせり。而して其期間經過後の被裏書人は、裏書人の有したる権利のみを取得するに過ぎず。且此場合には其裏書人は手形上の責任を負ふことなし。委任裏書とは手形の取立を委任する裏書にして、此場合に於ては其目的が取立委任にあることを附記せざるべからずと雖も、委任裏書の被裏書人は同一の目的を以て更に裏書を爲すことを得。

引受

第三節 引受

引受とは支拂人が手形金額の支拂を承諾する意思表示を謂ふ。支拂人が支拂を爲すべき手形上の義務を負ふは、引受を爲すに因るものにして、此引受を爲したる支拂人を引受人と稱す。然れども約束手形は勿論小切手にも引受なるものあることなし。

引受の呈示

一 引受の呈示

支拂人が振出人の委託に應じて支拂を爲すや否やは、満期日に至るまで不確定なるを以て、所持人は支拂人が果して満期日に支拂を爲すべきや否やを豫め確め置くの必要あり。故に我商法は所持人は何時にても爲替手形を支拂人を呈示して、其引受を求むることを得る旨を規定せり。而して引受の呈示は所持人の権利なるが故に、之を爲すと否とは全く随意なるも、一覽後定期拂爲替手形にありては、手形の呈示なき間は満期日を計算すること能はざるを以て、此場合には振出の日附より一年内又は振出人が定めたる之よりも短かき呈示期間に、引受の呈示をなさざるべからず。若し所持人が此呈示を爲さざるときは、前者に對する手形上の権利を失ふものとす。又他地拂手形と同地拂手形とに論なく、振出人は支拂擔當者を記載せざる場合には、引受の

他地拂手形
呈示期間
より短かき
呈示期間
に、引受の
呈示をなさ
ざるべから
ず。

爲め之を呈示すべき旨を記載することを得、従て此場合には又所持人は引受の呈示を爲すことを要す。故に若し之を爲さざるときは前者に對する手形上の權利を失ひ、假令之を爲すも引受が拒絶せられたるときは拒絶證書に依るに非らざれば、其呈示を爲したることを證明するを得ず。

二 引形的方式

引受は爲替手形に其旨を記載し、支拂人署名するに依りて之を爲す。故に(イ)引受は手形又は複本に於て之を爲すべく、擔本又は補箋に於て爲すことを得ざるものとす。(ロ)引受は支拂人之を爲さざるべからざるを以て、支拂人以外の者が爲したる引受は無効なり。(ハ)引受の旨を表示するには必ずしも引受なる文字を認むるの要なく、或は承諾承知等の文字を用ふるも可なり。而して苟くも支拂人が手形に署名

引受ノ方式

したるときは、引受を爲したるものと看做さる。

引受の效力

三 引受の效力

引受到單純なる引受と、單純ならざる引受とあり。前者は即ち手形金額満期日、支拂地等が支拂の委託と一致する場合を謂ふものにして、後者は然らざる場合を云ふ。支拂人が單純なる引受を爲したるときは、満期日に於て手形金額を支拂ふ義務を負ふ。而して支拂人が單純なる引受を爲さざるときは、之を拒絶したるものと看做さるべきも、所持人は手形金額の一部の引受を承諾することを要すると共に、引受人は其引受の文言に従ひて手形上の債務を負擔す。

擔保の請求

第四節 擔保の請求

支拂人が爲替手形の引受を拒絶したるときと雖も、必ずしも満期日に於て支拂を爲さざるに非ず、乍併果して支拂

を爲すや否やは頗る疑はしく、從て手形の所持人をして徒らに危悞の念を抱かしむるを以て、商法は引受拒絶の場合には所持人及び裏書人は、其前者即ち振出人及び裏書人又は此等の者の保證人に對し、手形金額及び費用に付き相當の擔保を請求し得る權利を有すことせり。然れども擔保請求權を行使するには(1)所持人が正當の時期及び場所に於て、支拂人に手形を呈示して引受を求めたるも、單託なる引受なきこと、(2)引受拒絶證書を作らしむること、及び(3)豫備支拂人ある場合には、引受拒絶證書を作らしめたる後、豫備支拂人に引受を求めたるも、單託なる引受なきこと、並びに其旨を記載せしむることの三條件を具備することを要す。此手續に依り擔保の請求を受けたる者は、遲滞なく引受拒絶證書と引換に相當の擔保を供し、又は相當の金額を供託せ

引受拒絶證書
 振出人(約手)
 裏書人(約手)
 擔保請求
 手形金額
 費用
 正當の時期
 場所に於て

支拂

ざるべからず。

第五節 支拂

支拂とは支拂者が手形金額を支拂ふの謂ひにして、満期日に於て爲すべきものなり。然れども支拂者は支拂を爲したる證據として、手形を有する必要あるのみならず、引受人は善意の手形取得者に對しては、支拂を以て對抗することを得ざるが故に、手形の返還なき間は再度の支拂を爲さざるべからざる虞あるを以て、支拂は支拂人が爲すと支拂擔當者が爲すを問はず、手形と引換に非ざれば之を爲すことを要せず、且所持人をして手形に其支拂を受けたる旨を記載せしめたる上、之に署名せしむることを得。又所持人は手形金額の全部に付き引受ありたるときと雖も、其一部の支拂を拒むことを得ざるが故に、一部支拂の場合には其殘

約手
 支拂期
 支拂

額に付き償還請求を爲すに當り、手形所持の必要あるを以て、支拂者は手形の交付を請求することを得ず。乍併所持人をして手形に一部支拂を受けたる旨を記載せしめ、且寫本を作り署名の後、之を交付せしむることを得。

償還の請求

第六節 償還の請求

償還請求權の行使及び保全

一、支拂人又は支拂擔當者が手形の支拂を爲さざるときは、所持人又は裏書人は其前者に對して償還の請求を爲すことを得、償還請求權之れなり。而して此權利は左の條件を具備するに非ざれば、之を行使し且保全することを得ず。

第一支拂の呈示及び支拂拒絶證書の作成

(1) 支拂の呈示及び支拂拒絶證書の作成は、支拂擔當者を記載したる手形にありては支拂擔當者に、其他の手形に於ては支拂人に對して之を爲さざるべからず。

(2) 支拂の呈示を爲し且支拂拒絶證書を作らしむべき期間は、満期日又は其後二日以内とす。但し休日は此期間に算入せず。

第二償還請求の通知

舊規定は通知を以て條件とせしも、現行法は之を單に後者の前者に對する義務となせり。通知義務者は所持人及び裏書人にして、前者にありては拒絶證書作成の日又は其後二日以内後者にありては通知を受けたる日又は其後二日以内に、其直接の前者に對して之を發することを要す。現行法は又所持人又は裏書人が其前者に對し、通知發送期間内に其前者に對し、書面を發送したる場合に於て、通信官署又は公衆通信取扱所の證あるときは、其書面は之を償還請求の通知書と推定する旨の規定を設く。而して適當に通知を發せ

償還金額

ざる制裁は、損害賠償と償還金額の一部失権なり。

二、償還金額は所持人と裏書人によりて異なる。
第一所持人の償還請求額 即ち所持人が其前者に對して請求することを得る額は左の如し。

一支拂あらざりし手形金額、及び満期日以後の法定利息。
6%

二、拒絶證書作成の手數料其他の費用。

第二裏書人の償還請求額 即ち償還を爲したる裏書人が其前者に對して請求することを得る額は左の如し。

一、其支拂ひたる金額及び支拂の日以後の法定利息。
二、其支出したる費用。

三、償還は手形支拂拒絶證書及び償還請求者が償還を受け

償還の體様
及び戻爲替
手形

保證

たる旨を記載し、且署名したる償還計算書即ち償還請求額を記載したる書面と引換に非ざれば之を爲すことを要せず。而して手形の所持人又は裏書人は、償還の請求を爲す爲め、其前者を支拂人として更に爲替手形を振出すことを得、戻爲替手形之れなり。此手形は爲替手形の要件の外、特別條件を具備せざるべからず。

第七節 保證

手形保證とは一人が手形の振出、裏書、引受又は參加引受を爲し、他の一人が其の債務を擔保する從たる手形行爲なり。而して民法に規定する所の保證債務は主たる債務の消滅と其運命を共にするも、茲に所謂保證は實質上獨立せるものなるか故に、保證人は主たる債務が無効なる場合に於ても、尙ほ主たる債務者と同一の責任を負ふべきものとす。

尤も手形保證は商行爲なるを以て、保證人は主たる債務者と連帶して手形債務を負擔すべきは勿論のことと云ふべし。此保證は手形其謄本又は補箋に署名するによりて之を爲し、且通常は何人の爲めに保證したるかを記載すと雖住々之を知るに苦るしむことなしとせず。故に此場合に於ては引受ある手形にありては引受人、然らざる手形にありては振出人の爲めに保證したるものと看做さる。

参加

第八節 参加

爲替手形に於て支拂人が支拂を爲さざるときは、其目的を達すること能はざるが故に、其信用を維持し且擔保請求又は償還請求を防止するが爲めに、支拂人以外の者をして支拂又は引受を爲さしむるを可とす、参加制度之れなり。而して直接に参加の利益を受くる者を被参加人と謂ひ、手形

に於て債務者より参加を爲すべき委託を受けたる者を豫備支拂人と謂ふ。

参加引受

第一款 参加引受

参加引受とは満期日に手形の支拂なかりしとき其支拂を爲すべき旨の意思表示にして、支拂人が支拂を爲さざりしことを條件とする點に於て普通の引受と異なる。抑も参加引受を爲す場合は支拂人が引受人たることを拒み又は引受人が破産宣告を受け相當の擔保を供せざりしときにして、其方式は手形に其旨を記載し且之に署名するに依りて爲すべきものなるも、手形に被参加人の記載なかりしときは其引受は支拂人の引受に代るものなれば、振出人の爲めに爲したるものと看做さる。然れども所持人は参加引受を許すの義務なく唯豫備支拂人の参加引受を拒むことを

得ざるのみ。而して参加引受は新に手形債務を發生し且擔保請求權を消滅せしめ非手形上の權利義務を發生す。

第二款 参加支拂

参加支拂

参加支拂とは支拂人又は支拂擔當者に非ざる者が、手形債務者の爲めに手形の支拂を爲すを謂ふものにして、手形に被参加人の記載なかりしときは、其支拂人の爲めに爲したるものと看做さる。参加支拂は支拂拒絶證書作成期間内に之を爲すべきものなるが、其支拂人は参加引受人、豫備支拂人又は其他の者なると否とを問はず、其支拂ありたるときは被参加人の後者は手形上の債務を免るも、被参加人其前者及び引受人に對する所持人の權利は参加支拂人之を取得す。然れども之が爲めには手形及び支拂拒絶證書を要するが故に、所持人は支拂拒絶證書に参加支拂ありたる旨

拒絶證書

を記載せしめ、且手形金額及び費用の支拂と引換に其拒絶證書及び手形を参加支拂人に交付することを要す。而して所持人は又何人の参加支拂と雖も之を拒むことを得ざるのみならず、若し之を拒みたるときは被参加人及び其後者に對する償還請求權を失ふものにして、参加引受人と豫備支拂人とある場合は、先づ参加引受人の支拂を求め、然る後に豫備支拂人の支拂を求むることを要す。

第九節 拒絶證書

拒絶證書は手形上の權利の行使又は保全に必要な請求を爲したるも、其效果なかりしことを證明するに缺くべからざる公正證書にして、公證人又は執達吏が所持人の請求によりて之を作成す。而して支拂人が單純なる引受を爲さざりし場合に作らしむるものは引受拒絶證書にして支

拂人又は支拂擔當者が單純なる支拂を爲さざりし場合に作らしむるものは支拂拒絶證書なり。前者は擔保請求權行使の條件なるも、後者は償還請求權又は支拂請求權の行使及び保全の條件たり。支拂拒絶證書の作成は手形又は附箋に依りて之を爲すも、其他の拒絶證書にありては手形若くは謄本の寫本又は附箋に依りて作成す。

復本及び謄本
復本

第一〇節 爲替手形の復本及び謄本

一 復本 手形の復本とは一の振出行爲に依りて發行したる數通の手形を謂ふ。故に復本たることを示すべき文句なきときは、其各通は復本たる性質を失ひ獨立の手形として效力を有す。本來復本は所持人の利益の爲めに存するものなるを以て、所持人は振出人に對して之を請求することを得るも、所持人が受取人に非ざるときは順次に其前者を

謄本

經由して之を爲さざるべからざると共に、振出人が復本を作りたるときは各裏書人は各通に其裏書を爲すことを要す。又復本を作りたる場合には數通の手形存するも固と一個の手形たるに過ぎざれば、其一通の支拂ありたるときは原則として他の各通は其效力を失ひ、引受の爲め復本の一通を送付したるときは、所持人は他の各通に其送付先を記載することを要す。

二、謄本 手形の謄本とは原本に對する語にして所持人之を作る。故に謄本は手形其ものに非ず、從て何等の效力を有せずと雖も、之に裏書又は保證を爲すことを得。而して所持人が引受の爲め原本を送付したるときは、之に其原本送付先を記載することを要す。

約束手形

第三章 約束手形

約束手形とは發行者が自ら支拂ふことを約する手形にして、振出人が第三者をして支拂を爲さしむることを約する爲替手形とは、大同小異なるを以て法典亦概ね後者に關する規定を準用することとせり。然れども約束手形には其性質上引受並びに引受拒絶の場合に於ける參加引受及び擔保の請求なきは勿論なりとす。

今約束手形の要件を擧ぐれば左の如し。

- 一 約束手形たることを示すべき文字。
- 二 一定の金額。
- 三 受取人の氏名又は商號。
- 四 單純なる支拂の約束。
- 五 振出人の年月日。
- 六 一定の満期日。 満期日の種類は爲替手形と同じく

四種に限らるるも、一覽後定期拂の約束手形にありては手形の呈示を爲すに非ざれば満期日を定めることを得ざるが故に、所持人は振出の日附より一年以内若くは振出人が定めたる之よりも短かき呈示期間内に振出人に手形を呈示せざるべからず。従て所持人が拒絶證書に依り右の呈示を爲したることを證明せざるときは、振出人以外の前者に對する手形上の權利を失ふ。

七 振出地 爲替手形に於ては支拂地は要件なるも約束手形にありては振出地を要件としたるのみならず、特に支拂地を記載せざりしときは之を以て支拂地となせり。

八 振出人の署名

小切手

第四章 小切手

小切手とは發行者が第三者に支拂を委託し、之をして支

小切手の要件

拂を爲さしむることを約する一覽拂手形なり。故に大部分は爲替手形に關する規定を準用すべきこととせるも亦多少特別の規定存せり。

第一小切手の要件左の如し。

一 小切手たることを示すべき文字。

二 一定の金額。

三支拂人の氏名又は商號。現行法は自己宛小切手を認む。

四 受取人の氏名若くは商號又は所持人に支拂ふべきこと。

五 單純なる支拂の委託。

六 振出の年月日。

七 支拂地。

小切手の償還請求

八 振出人の署名。

第二小切手の償還請求

小切手は支拂の具にして、呈示期間を長くする必要なきを以て、期間は日附後十日間にして、振出人は之を短縮するを得ざると共に、呈示期間經過前には支拂の委託を取消すことを得ず。故に所持人が此期間に呈示を爲さざりしときは、其前者に對して償還の請求を爲すことを得ず。而して現行法は小切手の所持人が支拂人の加入したる手形交換所に小切手を提出したるときは、支拂地に於て支拂を求むる爲め、之を呈示したると同一の效力を有すと定め、且手形交換所の證明を以て、拒絶證書に代ゆることを許したり。

線引小切手

第三線引小切手

線引又は横線小切手とは小切手の表面に畫きたる二條

の平行線内に、銀行又は之と同義の文字若くは特定銀行の商號を記載したる小切手にして、前者を一般線引小切手と謂ひ、後者を特別線引小切手と謂ふ。蓋し小切手は支拂の具にして其使用も亦他の手形に比し、遙に盛なるにも拘らず、殆ど無記名式又は記名持參人式なるを以て、其盜難に罹り又は紛失することなしとせず、然かも窃取者又は拾得者の如き權利なき者と雖も、小切手を持參し支拂を求むるに於ては、支拂人は之に應せざるを得ず。故に豫め此危険を防止せんご欲すれば、何等かの方法なかるべからず、之れ線引小切手の制度ある所以なり。

一般線引小切手の支拂人は銀行に對して、又特別線引小切手の支拂人は其特定銀行に對してのみ、支拂を爲すことを得るも、特定銀行は自己の商號を抹消して、他の銀行の商

海商

船舶

第五編 海 商

第一章 船舶及び船舶所有者

第一 船舶

船舶を其目的と構造との點より觀察すれば、種々なる名稱を附することを得べしと雖も、我商法に所謂船舶とは、商行為を爲す目的を以て、航海の用に供するものを謂ふ。然れ

號を記載し之に取立の委任を爲すことを得、而して振出人は小切手を振出すに當り、此二種の線引の何れを選択するも隨意なると共に、所持人も亦何時にても非線引を一般若くは特別線引に、又一般線引を特別線引に変更することを得。然れども特別線引を一般に、又一般若くは特別線引を非線引に変更することを得ず。

ども此の規定たるや船舶の如何なるものなるかを定義せるものに非ずして、船舶中如何なるものを以て船舶と爲すやを定めたるに過ぎず。左に此觀念を分説すれば

(イ)航海の用に供する船舶たること。

(ロ)航海の目的は商行爲を爲すにあること。

以上の二條件を具備するときは、商法に所謂船舶たるに缺くる所なく、總て海商編の規定を適用すべきものなりと雖も、法律特に端舟其他櫓權のみを以て運轉し、又は主として櫓權を以て運轉する舟には、之を適用せずと明言せり。蓋し小船には其心要を見ざればなり。

第二 船舶所有者

船舶所有者とは商行爲を爲す目的を以て、航海の用に供する船舶を所有する者を謂ふ。本來多數の場合に於て船舶

船舶船舶所
有

所有者は同時に利用者たるも、必ずしも同一人たるを要せず。故に若し船舶所有者と利用者とは異なるときは、利用者は船舶の利用に關する事項に付ては、第三者に對して船舶所有者と同一の權利義務を有する者とす。

船舶所有者は船長の代理行爲及び船員の過失に因りて他人に加へたる損害に付き義務を負ふ。此の場合には特に委付權の制度あり。其他船舶所有者は特別法の規定に従ひ登記を爲し且船舶國籍證書を請受けざるべからざるのみならず、所有權を移轉したるときは、登記を爲し且船舶國籍證書に之を記載するにあらざれば、之を以て第三者に對抗することを得ざるなり。

第三 船舶の共有

我商法に所謂船舶の共有とは、數人が商行爲を爲す目的

船舶の共有

船舶共有者間の關係

を以て、航海の用に供する船舶を共有するを謂ひ、若し共有者に商行為をなす目的を以て、其船舶を航海の用に供する意思なきときは、商法に謂ふところの船舶の共有に非ず。蓋し船舶は其價高く其製造又は買入に莫大の資本を要するのみならず、他の財産に比し毀損し易きが故に、其費用と危険とを數人に分配するを以て、頗る當を得たるものとすればなり。船舶の共有には共有者が共同の計算に於て商行為を爲すを目的とするものと、各別の計算に於て商行為を爲すを目的とするものとの二種あり。前者は民法の組合にして、我商法の採用する所たり。

船舶共有者間の關係は、共有者の持分の價格に依りて定まるものにして、船舶の利用に關する事項は各共有者の持分の價格に従ひ、其過半數を以て之を決すべきものとす。而

船舶管理人

船員

船長

して其費用及び損益の分配に付ても亦同じ。

船舶管理人とは船舶共有者の共同代理人にして、共有者は之を選任せざるべからず。蓋し各行為に關し其都度船舶共有者が共同行為を爲すは煩に堪へざるが故なり。船舶管理人は一定の行為を除く外、共有者に代りて船舶の利用に關する一切の裁判上又は裁判外の行為を爲す權限を有し、之に加へたる制限は善意の第三者に對抗することを得ず。

第二章 船員

船員を分ちて船長及海員とす。海員とは船長以外は一切の船舶乗組員を謂ふ。

第一節 船長

船長とは船舶の指揮者を謂ふ。船長には稀に船舶所有者自ら任ずることあるべしと雖も、船舶所有者に依りて選任

せらるるを通常とす。又船舶共有の場合には共有者の一人が船長たることあり。而して船長は航海の業務に關し、船舶所有者の代理人なりとす。

一 船長の權利

通常代理權

船長は船籍港内に於ては海員の雇入及び雇止を爲し、船籍港外に於ては航海の爲めに必要な一切の裁判上又は裁判外の行爲を爲す權限を有するのみならず、航海の繼續に必要な費用を支辯する場合には、(1)船舶を抵當に供し(2)借財を爲し又は船舶所有者の責任に於て、積荷の全部、又は一部を賣却、若くは質入を爲す權限をも有せり。前者を通常代理權と謂ひ、後者を非常代理權と稱す。

以上説明せる外、船長は船舶の修繕が不能に至りたる時は、管海官廳の認可を得て之を競賣することを得。

二 船長の義務

法律が船長に命ずる義務の主なるものを擧ぐれば左の如し。

- (一)航海に必要な準備の整頓せるや否やを檢查すること。
 - (二)船舶及び運送に關する書類を船中に備へ置くこと。
 - (三)發航及び航行を遲滯せざること。
 - (四)航海中船舶を去らざること。
- 以上列擧せる外、船員法に二、三の規定あるも茲に説明を加へず。

海員

第二節 海員

海員の觀念に付ては既に述べたるが如し。

一、海員の權利

海員の権利の主なるものは給料請求権にして、此外海員は食料の給與又或場合には看護及び治療を受くることを得ると共に、契約終了の或場合には、雇入港までの送還を請求することを得。

二、海員の義務

海員は其雇入の手續を終はりたるときは、船長の指定したる時に於て船舶に乗込まざるべからざると共に、船長の許可を得るに非ざれば、其乗込みたる船舶を去ることを得ず。蓋し海員と船舶所有者の關係は雇傭關係にして、船長の指揮監督の下に勞務に服せざるべからざればなり。

第三章 海上運送

海上運送契約とは或場所より他の場所に、人又は物を海路運送する有償契約にして、其目的物が人なるを物なると

海上運送
海上運送契約

に因り海上旅客運送契約及び海上物品運送の二とす。

第一節 海上物品運送

第一款 總則

海上物品運送契約を別ちて、傭船契約と個貨運送契約の二とす。前者は船舶の全部又は一部に關する契約にして、後者は個々の物品に關する契約なり。又傭船契約の場合に於ては航海に付き傭船することあり、一定の期間傭船することあり。

海上物品運送契約に於て海上運送を引受くる者を、運送人と謂はずして船舶所有者と稱す。然れども船舶賃借人も亦運送を引受くることを得るが故に、其運送契約に關しては船舶所有者と同一の權利義務を有す。又傭船契約の場合には運送を託する者を傭船者と謂ひ、個貨契約の場合には

海上物品運
送契約の關
係者

傭船契約と
個貨運送契
約

再運送契約

荷送人と謂ふ。而して運送品の受取人は陸上運送の場合に同じく荷受人と稱す。

再運送契約とは船舶所有者にも船舶賃借人にも非ざる者が運送契約を締結する場合即ち備船者が更に第三者と運送契約を締結することを謂ふ。此の場合に於ても備船者は船舶所有者に對する運送賃支拂の義務を免るることを得ず。然れども備船者は船長を指揮する権利を有せざるを以て、船長の職務上の行爲に付き其責に任せず。

第二款 船荷證券

船荷證券

船荷證券とは陸上物品運送の場合に於ける貨物引換證の如く、船長が運送品を受取りたることを證明し、且之を荷受人に引渡すことを約する證書にして、受取證たると同時に債務證書たり。又船荷證券は船長が船舶所有者の代理人

旅客運送

船舶所有者の權利

船舶所有者の義務

として作成するものにして、備船者又は荷送人の請求により運送品の船積後遲滞なく一通又は數通の船荷證券を交付せざるべからず。而して船荷證券は物權的效力を有し、記名式のとときと雖も裏書に依りて讓渡することを得。

第二節 旅客運送

旅客運送契約は船舶所有者と旅客との間に締結せらるるを通常とすと雖も時に必ずしも然らず。

旅客運送契約に基く船舶所有者の權利の主なるものは運送賃の請求權にして、旅客は乗船期までに乗船すること
を要し、若し之に反するときは運送賃の金額を請求せらる。
船舶所有者の義務は航海中に旅客の食料を負擔し、又航海中船舶を修繕するときは、其修繕中旅客に相當の住居及び食料を供するか、若くは他の適當の船舶を以て、上陸港ま

で旅客を運送することを要す。又旅客が死亡したるときは、船長は最も其相續人の利益に適すべき方法に依りて、其手荷物を處分せざるべからざる等是れなり。

海損

第四章 海損

海損とは航海の通常費用又は損害に非ず、海上事故に因りて生ずる損害及び費用の謂ひにして、之を分ちて共同海損及び單獨海損の二とす。

共同海損

共同海損とは船長が船舶及び積荷をして共同の危険を免かれしむる爲め、船舶又は積荷に付き爲したる處分に因りて生じたる損害及び費用を謂ふ。故に共同海損は船舶所有者及び荷主に依りて分擔せらるるを通常とす。

單獨海損

單獨海損とは共同海損にあらざる海損を謂ふものにして、其負擔は一般の原則に依るべきものとす。

海難救助

第五章 海難救助

海難救助とは船舶又は積荷の全部又は一部が海難に遭遇せる場合に於て、義務なくして之を救助するを謂ふ。故に海難救助たるには左の條件を具備せざるべからず。

- (イ) 海難に遭遇せること。
 - (ロ) 救助者に私法上救助義務なきこと。
 - (ハ) 船舶又は積荷の全部又は一部を救助すること。
- 右の場合に於て海難救助者は、其結果に對して相當の報酬を請求することを得。固より遭難の場合に於て、人命のみを救助するは、海難救助に非ずと雖も、數人共同して救助したるときは、人命の救助に従事したる者も亦、救助料の分配を受くることを得。

海上保険

第六章 海上保険

保險を大別して損害保險、生命保險の二種と爲すこと、既に陸上保險に於て説明せる所にして、固と保險は海上保險より發達したるものなり。而して損害保險とは當事者の一方が偶然なる一定の事故に因りて生ずることあるべき損害を填補することを約し、相手方が之に報酬を與ふることとあるべき損害を約する契約にして、海上保險は實に損害保險の一種たり。故に海上保險とは航海に關する事故に因りて生ずることあるべき損害の填補を目的とする損害保險を謂ふ。從て海上保險契約とは當事者の一方が航海に關する偶然の事故に因りて生ずる事あるべき損害を填補することを約し、相手方が之に報酬を與ふることを約する契約なり。然り而して本契約に於て航海に關する事故とは、航海に關し生ずる一切の事故にして、其目的たる被保險利益は航海に關する

海上保險契約

船舶債權者

事故に因りて損害を受くることあるべき利益ならざるべからず。海上保險契約も亦他の保險契約と等しく其成立に書面を必要とせざるも保險契約が成立したるときは、保險者は保險契約者の請求により法定の事項を記載したる保險證券を交付せざるべからず。

第七章 船舶債權者

船舶債權者に廣狹二義あり。廣義に謂ふ所の船舶債權者とは他の債權者に先ちて船舶より辨濟を受くることを得る債權者即ち船舶の上に先取特權質權又は抵當權を有する債權者を意味するものにして、狹義の船舶債權者とは單に船舶の上に先取特權を有する債權者を謂ふ。船舶債權者の觀念以上の如くなるを以て法律は特に先取特權及び抵當權に關し規定の設けあり。

民商法綱要終

大正五年十一月十五日印刷
大正五年十一月十八日發行

定價金四拾五錢

著者 早川智堯

著作猪股博

發行者 東京市神田區南神保町十六番地

土戶伊三郎

印刷者 東京市神田區表神保町一番地

安田德治郎

印刷所 東京市神田區表神保町一番地

健捷堂印刷所

不許
複製

東京市神田區南神保町十六番地

發行所

電話本局四二五四番
振替東京一九三四番

尙文堂

中央大學 講師 古館市太郎先生著

最新簿記提要

全一冊

定價壹圓拾錢
郵稅內地金八錢

簿記原理ノ説明簡潔ニシテ能ク其要ヲ盡シ記帳法懇篤ニシテ詳細ヲ極メ最近ノ所謂新式又ハ改良法ニ就キテハ努メテ公平ナル判斷ヲ以テ之ヲ解決取捨シ而カモ其順序排列ノ適切ナル從來多ク其比ヲ見サル所ナリ蓋シ著者多年研鑽ノ結果ト教授上ノ經驗トノ產物ナラン江湖ノ諸賢幸ニシテ本書ヲ座右ニ備ヘラレ一タビ之ヲ繙カバ如何ナル初學者ト雖モ簿記上ノ諸問題解釋ニツキ快刀亂麻ヲ斷ツノ感アルヘキハ弊堂ノ固ク信シテ疑ハザル所ナリ

322

114

10.415

終